

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
高齢者支援計画推進事業【報告書39ページ】	<p>【意見1】高齢者社会活動支援事業である大学開放授業講座（リカレント教育）について、高齢者支援計画における推進費の中から費用が捻出されている。異なる事業に対して予算を充当することは避けるべきである。</p> <p>当該事業は、当初事業予算を使用しない「知恵と汗によるマンパワー事業」として開始され、文字通り担当課職員による努力の結果、令和元年度においては23の大学と連携し、毎事業年度において700名を超える高齢者が参加する事業となっている。当該事業開始時においては、事業内容の告知はホームページ上で行っていたが、インターネットを利用できない高齢者からの要望に応え、講座紹介冊子を用意することとなった。そのため、各大学に配付する講座紹介に関する印刷物（各20部）や各市町村区役所等への紹介冊子の設置（各50部）などの冊子印刷費などの支出が生じている。上記にあるように当該事業は当初予算の配分のない事業として開始されていたため、これらの冊子印刷費用等は、高齢者支援計画事業費が当てられている状況となっている。</p> <p>しかしながら、異なる事業に対する予算が充当される状態となっている状態は避けるべきであると判断する。当該事業と高齢者支援計画推進事業は目的が異なる事業であるため、仮に、当該事業に高齢者支援計画推進事業に関する費用を当てるならば、当該事業を高齢者支援計画推進事業の一事業として組み込むなど、事業区分の見直しなどを行うべきである。</p>	<p>概要にも記載のとおり、リカレント教育については、当初事業予算を使用しない「知恵と汗によるマンパワー事業」として開始され、文字通り担当課職員による努力の結果、令和元年度においては23の大学と連携し、毎事業年度において700名を超える高齢者が参加する事業となっている。</p> <p>事業の趣旨を踏まえ、令和3年度以降は、高齢者支援計画事業費を使用することなく実施するよう改めた。</p>	対応済み	高齢者福祉課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書43ページ】	<p>【意見2】当事業に係る費用の一部を他の事業費から執行するのは避けるべきである。</p> <p>当事業に係る委託先選定委員会出席の謝礼40千円（1名分である。20千円/1日×2日分）及び当事業で開催したビブリオバトルの手話通訳料42千円について、共助による地域のきずなづくり事業費で執行されている。この点に関し、担当課からは、債権者から法人としての請求があり役務費（手数料）執行をせざるを得なくなったため、支出の目的に合致し、役務費執行ができる事業費から執行したとの説明があった。しかしながら、当該事業に係る費用を他の事業費から執行することにより、予算よりも費用を抑えられたとの誤解を招く恐れがあり、各事業の振り返り等の管理の観点から問題があると考え。それゆえ、できるだけ当該事業に係る費用は他事業費で執行することは避け、事業費別に予算管理をして今後の事業の改善等に役立てるべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、他の事業においてこのような対応を行わないようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書44ページ】	<p>【意見3】委託事業の成果については、事業の目的の効果を示す指標を用いて測定すべきである。</p> <p>委託先からの業務報告書には、目標値に対する結果として、立ち見4,995人を含んだ5,677人を参加者としている。しかし、当該委託事業の目的が、シニアが居住地域を中心とした身近な範囲で地域活動への参加を促進することであることに鑑みれば、この立ち見4,995人を参加者に含めることは適切ではないと考える。短時間を含む立ち見の数はイオンレイクタウンの集客力によるところが大きく、立ち見の数が当該委託事業の目的の効果を示すと考えるのは無理があるのではないだろうか。したがって、事業の効果測定は、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の効果測定において事業の目的の効果を示す指標を用いるよう検討する。</p>	その他	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書44ページ】	<p>【意見4】委託事業の成果については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。</p> <p>実績数値である再生回数のうち230万回は、TikTok 有名クリエイター「南の島のおばーと孫」による動画の推定再生回数である。担当課によると、実際の再生数はキャンペーン参加者自身のアカウントで公開しており、アカウント保持者以外には視聴回数は表示させないので、いいね数22.9万回の10倍の推定値を使用したとのことである。「南の島のおばーと孫」の動画は沖縄に住む祖母を孫が撮影したものであり、故郷の暖かさを感じることができる動画である。確かに、「南の島のおばーと孫」の動画を視聴することで、故郷の良さや地域活動の魅力を感じる効果はあると思われる。しかし、この動画の視聴者は埼玉県民だけではなく、この動画の再生回数だけをもって当委託事業の目的である地域活動への参加を県民に推進できたかどうかを検討することはできないのではないだろうか。また、情報発信されていることは一つの成果ではあるが、県民にどの程度拡散され、その結果どれだけの地域活動への参加を推進できたかが重要となると考える。したがって、当該委託事業の効果測定は検証が難しく、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の効果測定において事業の目的の効果を示す指標を用いるよう検討する。</p>	その他	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書45ページ】	<p>【意見5】委託事業の成果については、地域デビュー楽しみ隊から直接聞いた数字を使用するのではなく、検証可能な数字を用いるべきである。</p> <p>上記の実績数値は、楽しみ隊から直接聞き取ったものであり、この数値を検証等している訳ではない。この点について担当課からは、楽しみ隊は平成29年に結成され、活動を続けており、隊員たちは各々の活動に加え、担当課や受託事業者との交流会にも参加をしており、実直に取り組むとともに、地区やグループのまとめ役などをしており信頼に値する人々ばかりであるから問題ないとの説明を受けた。しかし、委託事業の成果としては、その効果の検証可能性を確保するために定量的または定性的な指標を用いた事業成果の報告が必要であるから、当該委託事業の成果として、楽しみ隊から直接聞き取った数値をもってのみ効果測定するのではなく、別途数値の確認を行うなど、聞き取り以外の方法でも確認すべきであったと考える。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の効果測定において、客観的事実を基に行うよう検討する。</p>	その他	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書45ページ】	<p>【意見6】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業の効果を測定できる事業内容を実施すべきである。</p> <p>当事業内容の効果測定は、メディア掲載数であり、発信のみである。確かに情報発信されていることは一つの成果ではあるが、埼玉県民にどの程度拡散され、その結果どれだけの地域活動への参加を推進できたかが重要となる。当該委託事業の目的が、シニアの地域活動への参加を推進することであり、シニアが地域活動を認識して関心を持つことと地域活動をしてみようと考えていることを目的とした戦略的PRを実施することであることを鑑みると、上記のメディア掲載数は当委託事業の効果を測る指標としては弱いと考える。埼玉県民に何かしらの調査を行い、上記メディア掲載数の結果、どれくらいのシニアが地域活動を認識して関心をもち、地域活動をしてみようと考えたのかを把握するところまで行うべきである。もし、このような調査が困難であるならば、事業の目的に合致した効果を測定できるような事業内容を実施すべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の目的に合致した効果を測定できるような事業内容を実施するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書47, 55ページ】	<p>【意見7】個人情報に関する誓約書について、1名からしか提出を受けていないが、事業に従事しているすべての者から提出を受けるべきである。</p> <p>担当課は委託先の担当者1名からしか個人情報に関する誓約書の提出を受けていない。理由として、個人情報取扱者は、宣誓書を受領した1名のみであったからと説明を受けた。しかし、選定委員会には、委託先から宣誓書を受領した1名以外の2名が参加していること、また、企画提案書の実施体制の説明には、運営管理責任者1名及び業務担当者4名との記載があることから当該事業の従事者は、宣誓書を受領した1名のみというのは考えづらい。契約書第20条には「委託先は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例第9条、第10条、第66条及び第67条（以下「条例」という。）の規定の内容を周知し、従事者から誓約書の提出を受けなければならない。」とある。また、契約書別記様式の注書きには「この場合における「従事者」とは、委託先の組織内において、委託先の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。」とある。したがって、たとえ個人情報取扱者が宣誓書を受領した1名のみだとしても、当該事業の従事者全員から誓約書の提出を受けるべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、令和2年度は個人情報に関する誓約書は、事業に従事しているすべての者から提出を受けた。</p>	対応済み	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）【報告書48, 55ページ】	<p>【意見8】個人情報保護に関する業務委託契約書の内容と実務を整合させるべきである。</p> <p>当該業務の個人情報保護に関する業務委託契約書の記載について、当該契約書第27条第1項には、受託者は、委託者に対し双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、委託者が認めた場合を除き書面により報告しなければならないとされている。実際には、委託者は受託者から書面による報告を受けていないが、委託者による承認を得た形跡は残されていない。個人情報保護に関する取り扱いは特に注意すべきものであり管理を厳重に行う必要があることから、委託者が承認を得た証跡を残し書面による報告を省略するか、業務委託契約書の文言を実務に整合するように修正すべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、令和2年度は県と受託者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で取り扱う個人情報の取扱状況等について、書面による報告を受けた。</p>	対応済み	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）【報告書52ページ】	<p>【意見9】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。</p> <p>地域活動の効用に関するエビデンス等の収集の内容は、専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化して月2回以上Facebookやホームページ（埼玉人生100年時代の楽しみ方研究所）で配信することであり、目標はリーチ数30,000以上である。埼玉県共助のポータルサイト埼玉共助スタイルHP（以下埼玉共助スタイルHPという）以外の記事または投稿には、埼玉共助スタイルHPで掲載されている記事に誘導するためのURLのリンクが貼ってあり、専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化したものが掲載されているわけではない。つまり、埼玉共助スタイルHP以外の記事又は投稿を見た人が埼玉共助スタイルHPのリンクにアクセスして専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化したものを読んだとは限らない。したがって、この目標値では効果が十分に測定できないことが懸念される。</p> <p>事業の効果測定は非常に重要であり、目標値のリーチ数は、当該事業の目的の効果を測定する指標として適切性に疑問を感じている。したがって、効果測定に用いる指標は、事業の目的の効果を示す適切な指標を用いるべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の目的に合致した効果を測定できるような事業内容を実施するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
アクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）【報告書52ページ】	<p>【意見10】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業成果が検証可能な内容の事業を実施すべきである。</p> <p>この効果測定は、優良モデルケースの発信のみである。確かに情報発信されていることは一つの成果ではあるが、県内のシニアにどの程度拡散され、その結果としてどれだけ地域活動への参加を推進できたかが重要となる。当委託事業の目的は、シニアの地域活動への参加を推進することであり、地域活動をしてみようと考えることと地域活動を行うことを目的とした情報収集・企画を実施することであることを鑑みると、上記の優良モデルケースの発信数は当該委託事業の効果の測るには弱いと考える。県民に何かしらの調査を行い、上記優良モデルケースを発信した結果、どれくらいのシニアが地域活動を認識して関心をもち、地域活動をしてみようと考えたのかを把握するところまで行うべきであると考える。もし、このような調査が困難であるならば、事業の目的に合致した効果を測定できるような内容の事業を実施すべきであると考える。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の目的に合致した効果を測定できるような事業内容を実施するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）【報告書53ページ】	<p>【意見11】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業成果が検証可能な内容の事業を実施すべきである。</p> <p>この効果測定は、テンプレートの発信のみである。確かに情報発信されていることは一つの成果ではあるが、県内のシニアにどの程度拡散され、その結果どれだけ地域活動への参加を推進できたかが重要となる。当該委託事業の目的が、シニアの地域活動への参加を推進することであり、地域活動をしてみようと考えることと地域活動を行うことを目的とした情報収集・企画を実施することであることを鑑みると、上記のテンプレートの発信数は当該委託事業の効果の測るには弱いと考える。県民に何かしらの調査を行い、上記優良モデルケースを発信した結果、どれくらいのシニアが地域活動を認識して関心をもち、地域活動をしてみようと考えたのかを把握するところまで行うべきである。もし、このような調査が困難であるならば、事業の目的に合致した効果を測定できるような内容の事業を実施すべきであると考える。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の目的に合致した効果を測定できるような事業内容を実施するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課
アクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）【報告書56ページ】	<p>【意見12】契約金額を決定する際には詳細な見積書を入手して検討すべきである。</p> <p>本契約の委託先である株式会社サイネックスより、見積書を入手しているが、見積書の項目が、基本方針の策定、地域活動の効用に関するエビデンス等の収集、地域デビューに関するストーリーの収集と発信、簡単にすぐできる地域デビューの提案・発信の4項目であり、費用の詳細が記載されていない。詳細な見積りをしていても最終の検査時において、詳細な見積りは綴られていなかったことから、見積りの妥当性について十分に検討することは困難であると思われる。具体的にそれぞれの業務でどれだけの工数と人員が必要であるのか、資材等の購入が必要であるのかといった詳細な見積書を入手して検討すべきである。見積書の精査を行わないと、著しく高い契約金額で契約を締結するおそれもある。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、契約金額の決定に際し詳細な見積書を入手して検討するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）【報告書62ページ】	<p>【意見13】アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）を客観的に評価する数値目標を設定し、当該事業の有効性を評価・検証するべきである。</p> <p>アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）は令和2年度まで実施予定であるが、補助を開始した平成28年度から令和元年度までの4年間で17市町に対して約111,911千円の補助が行われている。</p> <p>すでに4年間に渡り1億円以上の金額を市町村に対して補助する事業の有効性を客観的に評価する数値指標が設定されていないことは、当初見込んだ成果が得られているかが不明となり漫然と事業が行われる恐れや、より良い補助事業となるように不断の見直しが行われない恐れがあり、適当でない。</p> <p>この補助事業であれば、市町村に対して、シニアが新たに地域デビューすることを後押しすることやその体制を整備させることが目的であるから、補助を希望する市町村に対し、シニアが新たに地域デビューした人数や地域デビューのために実施する事業の種類や数といった数値目標を設けることや、市町村の事業を点数で評価して、合格点となる市町村の数や平均点で評価する等、県がこの事業に求める成果を数値目標とすべきと考える。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、客観的に評価する数値目標を設定し、当該事業の有効性を評価・検証するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課
アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）【報告書62ページ】	<p>【意見14】補助額の確定に必要な補助事業者からの実績報告の提出が期末日に集中しているため、精算事務を経済的、効率的、かつ、有効的に実施するために実績報告の提出期限を早め、余裕を持たせるべきである。</p> <p>当該実績報告には「事業実績報告書」、「支出済額内訳書」、及び、添付書類としての（1）支出を証明する書類又はその写し、（2）事業の成果物、写真、その他事業に関する資料の提出が求められており、実際に資料を閲覧したがこれを検討するだけでもかなりの事務量である。その上「事業計画書」や「支出予定額内訳書」との関連性や整合性も吟味すべきであり、この事務量が10市町のうち8市町分も期末日に集中することは、経済性、効率性、及び、有効性の観点から問題であると考えらる。</p> <p>この補助事業は県が要綱や要領を定めて実施しているものであり、市町村が実施する事業自体も必ずしも期末日近くまで継続的に実施する必要も認められないことから、実績報告の期限を3月の上旬や中旬とし、余裕を持って補助額の確定に必要な事務を行うとともに、当該補助金の有効性について深度ある検討を行うべきである。</p> <p>なお、県からは3月31日までに終えるべきものであるから業務量の多寡に関係なく同日までに適切に実施していること、また、日付は3月31日であるが、同日までに終わるように前倒しのできるものは前倒しで実施していると説明を受けている。</p>	<p>当該事業は令和2年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、実績報告の提出期限を早め、余裕を持たせるよう令和3年3月に課内で情報共有した。</p>	その他	共助社会づくり課
シニアボランティア養成講座【報告書71ページ】	<p>【意見15】市町村やボランティア受入団体と十分に連携をとり、マッチングの効果をさらに高めるように努めるべきである。</p> <p>本事業の実施により、一定程度の効果はあると考えられるが、学習現場から複数の課題もあがっており、きっかけづくりのための受講生にとって参加のハードルが高いことや、学習支援ボランティアについての関連当事者間でのイメージのずれが発生し、各々の立場で満足度が低下する恐れがあるため十分な配慮が必要である。そのためには、例えば特定の団体と連携し、講座の内容や活動場所までをトータルで企画し、実施することも一つの方法と考えられ、活動体験の充実や、受講後の活動場所のマッチングの効果をさらに高めるように努めるべきである。また、ボランティアの受入団体となる様々なNPO法人や社会福祉法人等と連携をとり、マッチング数を増加させることが必要と考える。</p>	<p>本事業は令和元年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する際は、受講者や現場のニーズ、関連団体との連携などに配慮して実施し、マッチング効果を高めるよう検討する。</p>	その他	共助社会づくり課
シニアボランティア養成講座【報告書72ページ】	<p>【意見16】講座の開催場所について市町村と連携をとり、比較的人口が多い市町村で開催すべきである。</p> <p>県内を東西南北に分け、東部は春日部市、西部は所沢市、南部は伊奈町、北部は熊谷市といった形で開催場所のバランスをとろうとしている。この中で、南部を伊奈町としているが、比較的人口が多い南部の市町村は他にも考えられる。人口が多い市町村では独自事業として同様の講座を実施している場合もあるが、市町村と十分に連携をとりながら、できる限り多くの方に参加してもらえる様、費用対効果も考慮の上、なるべく人口が多い市町村において開催することが望ましい。</p>	<p>本事業は令和元年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する際は、開催地の人口や費用対効果にも着目し、地域の偏りがない事業展開に努める。</p>	その他	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
シニアボランティア養成講座 【報告書72ページ】	<p>【意見17】シニアボランティア養成事業は長期にわたり一者随意契約となっているが、本事業の効果及び効率性を高めるために、他者も本事業を実施できるか検討すべきである。</p> <p>本事業の実施は、いきいき埼玉に委託されており、本事業が開始された当初からの一者随意契約となっている。県の主張する選定理由は、次のとおりである。</p> <p>いきいき埼玉は、県が市民活動を支える中間支援機関として設置した「彩の国市民活動サポートセンター」を運営するとともに、市町市民活動サポートセンターや大学ボランティアセンターを会員とするネットワークの事務局を務め、日ごろから関係団体との連携を行っている。その機能を活用して、ボランティアやNPO等で活躍する人材を育成するための「ボランティア・NPO体験講座」「シニア共助担い手塾」を実施している。実施に必要なノウハウや情報及び県内全域にわたるネットワークを有している団体は他になく、さらに、いきいき埼玉は県内のシニア世代を対象とした彩の国いきが大学や埼玉県シルバー人材センター連合を運営している。県内全域を対象に、元気な高齢者に向けて直接働きかけることができる体制があるのは当財団のみである。また、平成28年度から30年度まで委託したシニアボランティア養成講座では、受講者数5,709人という結果を出している。よって、長年の経験と実績や様々なネットワークを有し、効果的に事業の参加者を取り込むことが可能な委託先はいきいき埼玉のみであるため、随意契約の相手方として選定している。</p> <p>以上の県の選定理由には、いきいき埼玉がシニア向けの様々な講座を実施するノウハウや、効果的に事業の参加者を取り込む経験、実績及びネットワークを有しており、一定の合理性があるものと考えられる。一方、本事業には様々な課題もあり最善の実施方法を試行錯誤している状況ではあるが、令和2年度から本事業は埼玉未来大学の講座の一つに組み込まれ、より効果的なものになることを目指している。過去の経験、実績は重要であるが、新たな考えや価値観、ネットワークをさらに積極的に取り入れることが、本事業の効果及び効率性を高めるために重要であり、そのためには本事業の実施団体を一者のみではなく、他者が実施できるか検討すべきである。</p>	<p>本事業は令和元年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する際は、NPO法人等、他の団体でも事業実施が可能か検討する。</p>	その他	共助社会づくり課
シニアボランティア養成講座 【報告書73ページ】	<p>【意見18】遠方の受講希望者にも受講しやすい環境をつくることや、不測の事態による講座の中止を回避するため、オンラインでも受講できるようにすべきである。</p> <p>当該事業の講座開催会場から遠方の受講希望者がいた場合、遠方であることを理由に参加が難しいケースが発生する可能性があり、学習支援ボランティアの育成に支障が出る可能性がある。また、対面式の講座では、新型コロナウイルス感染拡大等の不測の事態により、講座が中止になる可能性も否めない。そのため、オンラインで開催可能か否かを十分に検討し、共助の担い手として地域を支える学習支援ボランティアの養成をさらに促進すべきである。</p>	<p>本事業は令和元年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する際は、オンラインでの開催も視野に入れて実施方法を検討する。</p>	その他	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																																																				
項目	概要																																																							
人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業業務【報告書76ページ】	<p>【意見19】効果測定について、目標達成するために実績値を集計するのではなく、事業目的に合致した効果を有する数値を集計するべきである。</p> <p>当事業の効果測定として、受講者のうち33名(30.8%)に起業意思を確認できたとされており、検査合格しているが、この33名の内訳は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr><td>上記3 起業に向けて動ききっかけを得た</td><td>18人</td></tr> <tr><td>上記4 起業に向けて具体的に動き始めている</td><td>6人</td></tr> <tr><td>上記5 既に起業しているが、別の分野で新たに事業を始めた</td><td>1人</td></tr> <tr><td>上記6 その他(起業意思あり)</td><td>3人</td></tr> <tr><td>講義内の事業計画書の記入状況をみて起業意思があるとみなされたもの(※2)</td><td>5人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>33人</td></tr> </table> <p>(※2)上記表の起業意思があるとみなされた5人は、第7回講義開催前の事業計画作成状況調査結果(下記の表)の中で○△の個数が6つ以上ついている人数である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業計画書の記入状況について</th> <th>○</th> <th>△</th> <th>×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>代表者経歴</td><td>19人</td><td>8人</td><td>13人</td></tr> <tr><td>経営理念・目的・動機</td><td>20人</td><td>6人</td><td>14人</td></tr> <tr><td>事業コンセプト</td><td>18人</td><td>6人</td><td>16人</td></tr> <tr><td>事業内容</td><td>14人</td><td>9人</td><td>17人</td></tr> <tr><td>雇用・人員計画</td><td>5人</td><td>13人</td><td>22人</td></tr> <tr><td>地域連携・情報発信計画</td><td>6人</td><td>10人</td><td>24人</td></tr> <tr><td>販売先・仕入先(予定)</td><td>4人</td><td>6人</td><td>30人</td></tr> <tr><td>必要な資金と調達方法</td><td>4人</td><td>6人</td><td>30人</td></tr> <tr><td>収支計画(月平均)</td><td>4人</td><td>6人</td><td>30人</td></tr> </tbody> </table> <p>しかし、成果指標は仕様書によると「起業に向け始動した人数」である。この点、人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業業務委託説明会実施結果概要の質疑応答では、「成果指標中「起業に向け始動した」のイメージは？」という問いに対し「基本的には「起業に向け着手した」と客観的に言える程度に考えている」という回答があった。とするならば、起業に向け始動した人数は、上記4の起業に向けて具体的に動き始めている6人と上記5の既に起業しているが別の分野で新たに事業を始めた1人の合計7人ということになるであろう。事業計画書において明確にコンセプトを記入できたことは、起業意思を認めることにはなるかもしれないが、起業に向け着手したとは言えない。また、起業意思のみではなく実際に起業に向け着手して初めて、当該事業の目的に合致するのではないかと。仮にみなし人数を効果測定の実績値に含めたとしても、実績値は12人であろう。これらことから、業務報告書における効果測定は、目標値に無理やり合わせた数値だと推測される点で問題がある。委託事業での効果測定は非常に大事なものであり、税金を投入している以上、県民が納得できるように事業目的に合致した効果を客観的に検証できる数値によって測定すべきである。例えば、当委託事業終了後に追跡調査等を行い、受講生のその後の動向を把握し、その中から実際に起業に向け始動した人数をカウントするなど当事業の効果測定を行うことが必要であると考ええる。</p>	上記3 起業に向けて動ききっかけを得た	18人	上記4 起業に向けて具体的に動き始めている	6人	上記5 既に起業しているが、別の分野で新たに事業を始めた	1人	上記6 その他(起業意思あり)	3人	講義内の事業計画書の記入状況をみて起業意思があるとみなされたもの(※2)	5人	合計	33人	事業計画書の記入状況について	○	△	×	代表者経歴	19人	8人	13人	経営理念・目的・動機	20人	6人	14人	事業コンセプト	18人	6人	16人	事業内容	14人	9人	17人	雇用・人員計画	5人	13人	22人	地域連携・情報発信計画	6人	10人	24人	販売先・仕入先(予定)	4人	6人	30人	必要な資金と調達方法	4人	6人	30人	収支計画(月平均)	4人	6人	30人	<p>当該事業は令和元年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は追跡調査等を行い客観的に検証できる数値をもって効果測定を行うようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課
上記3 起業に向けて動ききっかけを得た	18人																																																							
上記4 起業に向けて具体的に動き始めている	6人																																																							
上記5 既に起業しているが、別の分野で新たに事業を始めた	1人																																																							
上記6 その他(起業意思あり)	3人																																																							
講義内の事業計画書の記入状況をみて起業意思があるとみなされたもの(※2)	5人																																																							
合計	33人																																																							
事業計画書の記入状況について	○	△	×																																																					
代表者経歴	19人	8人	13人																																																					
経営理念・目的・動機	20人	6人	14人																																																					
事業コンセプト	18人	6人	16人																																																					
事業内容	14人	9人	17人																																																					
雇用・人員計画	5人	13人	22人																																																					
地域連携・情報発信計画	6人	10人	24人																																																					
販売先・仕入先(予定)	4人	6人	30人																																																					
必要な資金と調達方法	4人	6人	30人																																																					
収支計画(月平均)	4人	6人	30人																																																					

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																
項目	概要																			
人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業業務【報告書77ページ】	<p>【意見20】起業しない受講生は、地域活動等の担い手のとなるよう努めるという成果指標について効果測定を行っておらず、当委託事業の効果が不明である。追跡調査等をして測定を行うべきである。</p> <p>当委託事業の成果指標である、起業しない受講生は、地域活動等の担い手のとなるよう努めるという指標について効果測定を行っていない。この点について、担当課からは、追跡調査等は実施しておらず、受講者向けのFacebook を開設し受講者同士の交流や情報交換、県からの情報提供の場としていると説明を受けた。しかし、受講者同士の交流や情報交換、県からの情報提供の場としてFacebook を開設したことは、起業しない受講生が地域活動等の担い手となることに努めたことの効果達成には不十分と思われる。そもそも「努める」と成果指標に掲げることは効果測定をしないことを許容することにつながり、不適切であると考えられる。なぜなら税金を投入した委託事業の効果測定を行わないことは決して認められないと考えるからである。したがって、当委託事業の終了後に受講生に対する追跡調査等をして効果測定を行うべきである。また、受講生の追跡調査を行って受講生の動向を分析することは、今後の埼玉県民のために行う事業に有益であると考えられる。</p>	<p>当該事業は令和元年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は追跡調査等を行い客観的に検証できる数値をもって効果測定を行うようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課																
人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業業務【報告書78ページ】	<p>【意見21】人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業は、必要性が認められる事業ではあるが、その効果は現在及び将来の元気な高齢者を支援に資するという観点からは、改善の余地があったものと思われる。その原因は、60代以上の参加率が低かったことと、単年度の実施のみだったことにあると考えられる。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。</p> <p>当事業の実際の参加者の年代は以下のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="309 735 492 991"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30代</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>107人</td> </tr> </tbody> </table> <p>60代以上の割合は21%弱であり、参加者の79%が働き盛りの世代である。この点に関し担当課からは、今後高齢者の増加が著しいため、社会や地域の担い手として活躍していただくには、プレシニア層にも働きかけることが重要と考えたため対象者を主に40歳以上にしたという説明を受けた。確かに今後ますます高齢化が進む中においてプレシニア層に働きかける事は重要である。しかし、単年度の実施では効果は薄く、単に働き盛りの世代に税金を投入して起業支援を行ったことに近いのではないだろうか。また、当事業の目的は、仕様書によると、定年退職後の元気なシニア支援することにより、地域課題を自ら考え取り組む行動力のあるシニアを育成し活躍を促し、地域課題の解決を図ってもらうことであるから、元気なシニアに対する支援に資するという観点からは効果は不十分である。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。</p>	年齢	参加者数	30代	5人	40代	29人	50代	50人	60代	21人	70代	1人	未回答	1人	合計	107人	<p>当該事業は令和元年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施するようにしたい。</p>	その他	共助社会づくり課
年齢	参加者数																			
30代	5人																			
40代	29人																			
50代	50人																			
60代	21人																			
70代	1人																			
未回答	1人																			
合計	107人																			
埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業【報告書84ページ】	<p>【意見22】成果指標は、当該事業の目的に合致した効果を示す指標を用いるべきである。</p> <p>セミナー参加者数は確かに当事業の一定の効果を示しているが、セミナーに参加したという事実だけでは埼玉都民の地域デビューにつながったという効果を測定することはできない。また、参加者の地域デビューに向けた動きを把握するという成果指標は、把握するだけでは成果指標として不十分であり、どれくらいの参加者を地域デビューにつなげることができたかというところまで把握してその人数を成果指標に設定することではじめて当事業の効果を測定できると考える。これらの点を踏まえ、当該事業の目的に合致した効果を示す指標を、効果測定に使用すべきである。</p>	<p>当該事業は令和元年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の効果測定において事業の目的に合致した効果を示す指標を用いるよう検討する。</p>	その他	共助社会づくり課																

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業【報告書85ページ】	【意見23】埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業は、必要性が認められるが効果が不十分な事業であり、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。 埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業は必要性が認められる事業ではあるが、その効果は当事業が働き掛けることができた人数が著しく低かったことから不十分であったと思われる、その原因は、開催日が月初の週末であったことや、広報活動の弱さ等にあったと考えられる。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。	当該事業は令和元年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施するようにしたい。	その他	共助社会づくり課
共助による地域のきずなづくり事業【報告書89ページ】	【意見24】事業ごとの費用管理の観点から、他事業に関する費用は別管理するべきである。 令和元年度における実績額の中には、当事業である地域支え合いの仕組み推進事業とは別の事業にかかった費用が含まれている。具体的には、前述のアクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）における委託先選定委員会出席の謝礼金40千円と同じく、アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）におけるイベントの手話通訳料42千円である。これは、債権者から法人としての請求があり役務費(手数料)執行をせざるを得なくなったため当事業に計上したとのことである。しかし、他の事業にかかる費用まで決算額に計上することは、特に当事業の令和元年度の実績は低いので、担当課として当事業に費やした職務執行が実際より大きくみえる等の誤解を招く恐れがあり管理上問題である。それゆえ、できるだけ当事業にかかった費用だけを計上するべきである。	今後は、当事業にかかった経費の執行とするよう、令和3年3月に課内で情報共有し、令和3年度においては当該事業のみの費用計上とした。引き続き、適正な費用管理を行っていく。	対応済み	共助社会づくり課
共助による地域のきずなづくり事業【報告書89ページ】	【意見25】評価指標について、地域支え合いの仕組みボランティア登録者数だけでなく、実際にボランティアを行った人数も使用すべきである。 当事業の評価指標は、地域支え合いの仕組みボランティア登録者数であり、目標値の算出方法は、団塊の世代が75歳以上になる令和6年度末において、1団体当たりのボランティア登録者数を約100人（活動が盛んな団体の登録者数）、63団体で6,300人まで引き上げることを最終目標として算出している。確かにボランティア登録者数も共助社会づくりの推進の一定の効果を示しているといえよう。しかし、登録のみで実際にボランティアを行っていなければ効果は薄い。したがって、当事業の目的である「元気な高齢者等のボランティアが、援助の必要な高齢者等を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる地域支え合いの仕組みづくりを支援すること」の効果をより適切に把握するためには、登録者数だけでは十分とは言えず、実際にボランティアを行った人数も併せて評価指標とするべきである。令和元年度における実際にボランティアを行った人数は、担当課によると把握しておらず、実施団体へのヒアリングした結果を平均すると概ね登録数の3割とのことである。実施団体への補助が終了した今後のさらなる効果を期待するためにも、実際のボランティア数の目標設定及び実績も併せて把握を行うべきである。	地域支え合いの仕組みは、ボランティア活動の実践ではなく、地域で支え合う体制そのものを指すものであることから、ボランティア登録者数は、共助社会づくりの推進を的確に示す数値であると考えている。また、ボランティアとして活動したいという思いを持つ登録者がいることを踏まえると、現行の指標は適当であると考えているが、実際にボランティアを行った人数についても、現地訪問等を通じたヒアリングにて適宜確認し、把握する。	対応済み	共助社会づくり課
専門家ボランティア事業【報告書92ページ】	【意見26】専門家ボランティア事業の評価指標は、当事業の目的に合致した定量的な指標を用いるべきである。 当事業の評価指標である働き掛け人数は、専門家ボランティアチラシの配布数であり、令和元年度の実績値は、市民大学へチラシを郵送にて配布依頼した数、退職者説明会や市町村でのチラシを設置・配布数である。担当課として当事業の評価は、目標値の倍近くの成果を出せたとのことである。確かにボランティアチラシを配布することにより一人でも多くのシニアに専門家ボランティアに興味を持ってもらうことは重要である。しかし、ボランティアチラシの配布数で当事業の効果を測定することは不十分である。当該チラシによりどれだけの人数が専門家ボランティアとして登録し、どれだけの専門家ボランティアの活用があったかを把握することで、当事業の効果を測定できる。したがって、評価指標にはチラシ配布数ではなく、専門家ボランティアの活用数又はマッチング件数を用いるべきである。また、専門家ボランティア及びNPO等の地域活動の担い手の満足度を調査すれば、当事業の効果測定をさらに容易なものにし、その結果を今後の事業の改善等に役立てることができると考える。	当事業は「専門家ボランティア」を広めることを目的にしていることから、働きかけ数も評価指標として適切であると考えている。また、令和2年度から働きかけ数に加え、専門家ボランティアを活用して資金調達の支援を行う件数を評価指標として取り入れている。	対応済み	共助社会づくり課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
共助の総合ポータルサイト・NPO情報ステーション保守管理業務委託【報告書98ページ】	【意見27】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。 当該業務は、株式会社富士通マーケティングがシステムの設計内容、使用機器、利用状況等を熟知しており、当該会社が保守を実施した方が有効性・効率性の面で優れていることが考えられる。また、委託業務費用には、サーバレンタル代、システム保守費、コンテンツ制作費等が混在し、そのすべてが単年度契約となっていることから、単年度契約にすべきものと長期継続契約にすべきものに分別し、業務の安定及び費用の削減ができるように努めるべきである。	令和4年1月のシステム改修後、長期継続契約の導入について検討した。令和4年度は、内閣府のweb報告システム稼動に伴う改修が見込まれるほか、本システム自体を継続するか検討するため、単年度契約にする。	その他	共助社会づくり課
共助の総合ポータルサイト・NPO情報ステーション保守管理業務委託【報告書98ページ】	【意見28】業務委託契約書における個人情報保護に関する規定の内容を、実務と整合させるべきである。 当該業務の個人情報保護に関する業務委託契約書の記載について、当該契約書第16条第1項には、受託者は、委託者に対し双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、委託者が認めた場合を除き書面により報告しなければならないとされている。実際には、委託者は受託者から書面による報告を受けておらず、委託者による承認を得た形跡も残されていない。個人情報保護に関する取り扱いには特に注意すべきものであり管理を厳重に行う必要があることから、委託者が承認を得た証跡を残し書面による報告を省略するか、業務委託契約書の文言を実務に整合するように修正すべきである。	令和2年度から県と受託者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で取り扱う個人情報の取扱状況等について、書面による報告を受けている。	対応済み	共助社会づくり課
老人クラブ活動助成費 (市町村老人クラブ等活動助成事業)【報告書101ページ】	【意見29】埼玉県在宅福祉事業費補助金交付決定に関して必要とされる書類については、形式の不備がないようにすべきである。 補助金交付決定に際して提出される「老人クラブ活動等事業実施計画調」については、助成事業実施状況が記載され、各項目に対して事業実施の有無が記載される。しかし、1市からの提出書類について、記載に不備が見受けられるにも関わらず、指摘せずに補助金の交付を行っている。補助金の交付決定に必要として提出を求める書類であるため、記載に不備があってはならない。補助金等の提出書類については、受領後の確認を徹底すべきである。	提出された書類は複数人で確認を行い、形式の不備がないよう適切に実施している。	対応済み	高齢者福祉課
老人クラブ活動助成費 (市町村老人クラブ等活動助成事業)【報告書101ページ】	【意見30】老人クラブ連合会が行っている防犯リーダーの養成数増加に向けて対策を行うべきである。 防犯リーダーの登録者数は、各市町村において偏りがある。例えば、人口約140,000人の戸田市における防犯リーダー登録者は6名(17,500人あたり1人)であるが、人口約70,000人の吉川市の防犯リーダー登録者数は60名(1,166人あたり1名)というように市町村によって10倍以上の開きがある。このことについて、担当課では、老人クラブ連合会における協議会に対して働きかけを行ってはいるが、適切に効果が出ている状況とはいえない。しかし、担当課においては、上記にあるように防犯リーダー数の多い市町村を把握しており、当該市町村から防犯リーダー数増加に関して行っている施策などに関する情報を入手し、当該情報を登録者数が少ない市町村に提供するなどの対策を取ることが可能であると考える。したがって、限られた予算や時間の中での対応となるが、より老人クラブ連合会における協議会と密に情報共有し、できる限りの対策を行うべきである。	令和3年3月31日に県老人クラブ連合会と令和2年度事業の検証結果について打ち合わせを行い、防犯リーダーの養成者について情報共有を行った。 引き続き、防犯リーダーの養成数の増加等を県老人クラブ連合会を通じて市町村老人クラブ連合会等に向けて会議等で情報共有を図っていく。	対応済み	高齢者福祉課
老人クラブ活動助成費 (老人クラブ等活動推進員設置事業)【報告書103ページ】	【意見31】チェックシートについては、正しく運用すべきである。 チェックシートについて、担当者のチェック漏れ、不要な箇所に行われたチェック、チェックシートの件名誤りなどの不備が散見される。当該チェックシートの使用は、主に財務事務上の誤りを減少させるために設けられたものであるため、適切に運用することが望まれる。 なお、後述する、「第32回全国福祉祭(ねんりんピック)への埼玉県選手団派遣事業」、「いきいき(高齢者)創作展(彩の国プラチナフェスティバル)の開催補助事業」、「シルバースポーツ大会(彩の国プラチナフェスティバル事業)の開催補助事業」、及び「彩の国いきがいがい大学運営事業」においても、上記のようなチェックシートの不備が見受けられる。	書類は複数人で確認を行い、チェックシートの正しく運用するよう改めた。	対応済み	高齢者福祉課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
老人クラブ活動助成費 (健康づくり支援事業)【報告書105ページ】	【意見3 2】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を残すべきである。 埼玉県老人クラブ健康づくり大学の実施要綱では、令和元年度の募集人数は70名であるが、受講者は29名(平成30年度は28名)である。募集人数と受講者数の乖離が生じていることについては、様々な要因が考えられるため一概に結論を述べることはできないが、募集人員の半分にも満たない受講者数であることから、何らかの見直しや検討が求められると判断する。このような見直しや新たな施策を行うためにも、事業結果の検討記録が残されていない状況は、問題があると考えられる。確かに、担当課職員と埼玉県老人クラブ連合会は、2週に1回以上という高密度での情報共有を行ってはいるが、検討内容の認識の齟齬や事業後の振り返りなどのためにも、事業結果の記録について検討することによって、当該補助事業の継続・廃止、内容の見直し等を行うことが可能となる。それゆえ、本補助事業の効果の評価するためにも、事業終了後には検討結果の記録を残すべきである。	令和3年3月に方針を改め、令和3年3月31日に県老人クラブ連合会と令和2年度事業の検証結果について打ち合わせを行い、文書として記録した。	対応済み	高齢者福祉課
高齢者いきいきライブ推進事業 (いきいき(高齢者)創作展(彩の国ブラチナフェスティバル)の開催補助)【報告書113ページ】	【意見3 3】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を残すべきである。 彩の国ブラチナフェスティバル開催事業費に関連するいきいき創作展事業費補助金の交付決定について、補助事業の成果の検討を補助金額の確定の決裁において書面にて行っている。確かに、補助対象団体より、彩の国ブラチナフェスティバル開催事業費実績報告書、第30回いきいき創作展収支決算書、事業報告書、補助金精算調書、事業費内訳、いきいき創作展審査結果、収支予算書、及び事業計画書などが提出されており、補助の対象となる金額の検証は可能である。しかし、提出書面をどのように検討し、結論を形成したのかという検証のプロセスが記録されていない。県においては、定期的な人事異動により、担当者の変更が見込まれる。確かに、業務の引継ぎ時に情報の途絶がなされないような配慮はされていると推測されるが、個々の事業の詳細な内容まで引き継ぐのは困難であると考えられる。また、当該事業は、平成5年より実施している事業であり、今後も継続して実施することが見込まれる。それゆえ、事業終了後の検証結果を記録として保持することは、事業内容の見直しや結果報告の検証の効率化に役立つと考える。	令和3年3月に方針を改め、令和3年3月31日付けでいきいき埼玉から令和2年度事業の検証結果について書面で報告を受け、内容確認を行った。	対応済み	高齢者福祉課
高齢者いきいきライブ推進事業 (シルバースポーツ大会(彩の国ブラチナフェスティバル)の開催補助)【報告書115ページ】	【意見3 4】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等について検討を行い、検討結果の記録を残すべきである。 彩の国ブラチナフェスティバル開催事業費に関連するシルバースポーツ大会開催事業費補助金の交付決定について、補助事業の成果の検討を補助金額の確定の決裁において書面にて行っている。確かに、補助対象団体より、「補助金実績報告書」「補助金精算調書」「実施報告書」「参加選手及び役員、ボランティア数一覧」「大会結果報告書」などが提出されており、補助の対象となる金額の検証は可能である。しかし、提出書面をどのように検討し、結論を形成したのかという検証のプロセスが記録されていない。県においては、定期的な人事異動により、担当者の変更が見込まれる。確かに、業務の引継ぎ時に情報の途絶がなされないような配慮はされていると推測されるが、個々の事業の詳細な内容まで引き継ぐのは困難であると考えられる。また、当該事業は、平成5年より実施している事業であり、今後も継続して実施することが見込まれる。それゆえ、事業終了後の検証結果を記録として保持することは、事業内容の見直しや結果報告の検証の効率化に役立つと考える。	令和3年3月に方針を改め、令和3年3月31日に県老人クラブ連合会と令和2年度事業の検証結果について打ち合わせを行い、文書として記録した。	対応済み	高齢者福祉課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書134ページ】	<p>【意見35】「さいたまゴールド・シアター」及び「ゴールド・アーツ・クラブ」（令和元年度にて事業終了）のメンバーは発足時から追加されていないが、今後の活動においては、新たに高齢者となった方々も参加の機会が得られることが望ましいと考える。「さいたまゴールド・シアター」は、平成18年の発足時にメンバー48名を選考してから現在に至るまで、追加のメンバー募集を一度も行っていない（令和2年10月現在36名〈男女別：男性11名、女性25名〉）。</p> <p>この点について、担当課からは、「さいたまゴールド・シアターは、舞台俳優で構成されるプロ集団であり、定員は20名として募集を行ったが、1,000人を超える応募があったため定員を超えるメンバーを選考してスタートした。その後、メンバーは蛭川監督の指導により質の高い俳優に成長し、「さいたまゴールド・シアター」はレベルの高い演劇集団となった。質を保つことと、当初想定した20人という定数を割ることもなかったため、追加募集を行わなかったとの説明を受けた。</p> <p>確かに「さいたまゴールド・シアター」が高齢者の演劇集団としての高い発信力があることは評価に値すると考える。一方、メンバーを募集した平成18年以後も新たに高齢者となった方々は多数おり、その方々がその高い発信力をもつ、「さいたまゴールド・シアター」への参加の機会がないことは残念である。「さいたまゴールド・シアター」は、県が補助している事業であり、広く県民に参加の機会が用意されていることが望まれる。</p> <p>また、発足当時の応募要件は「満55歳以上」であり、それから、14年経過した現在のメンバーの年齢構成は平均年齢80.8歳（最高齢94歳・最年少69歳）と高齢化しており、このままでは、蛭川幸雄氏が、高齢者に輝いて欲しいとの熱意をもって結成した、高い発信力を持つ「さいたまゴールド・シアター」の存続に少なからず危機感を感じている。</p> <p>この点について、担当課からは、今後、新しい芸術監督のもとで新たなゴールド・シアターの取組を検討していく予定であるとの説明を受けた。「さいたまゴールド・シアター」の持続的な発信力を維持していくためにも、また、高齢者が自ら演じることによって、生きがいを得て、いきいきと年齢を重ね続けることのできる楽しさを、より多くの高齢者が享受できる事が望ましい。また埼玉県文化芸術振興基本条例第2条3項にあるように「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」及び、同5条「県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は、これを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という条文の趣旨も鑑みて、新たなゴールド・シアターの展開を期待する。</p>	<p>さいたまゴールド・シアターは故蛭川幸雄前芸術監督が残された貴重なレガシーとなっている。蛭川幸雄前芸術監督の後を引き継いだ近藤良平芸術監督は、今後の芸術劇場の方向性として蛭川レガシーの継承、発展をあげている。</p> <p>「さいたまゴールド・シアター」は令和3年度に解散となった。近藤監督は新たな取組として、高齢者や有名無名にこだわらない多世代による芸術表現活動グループを構想しており、今後、プログラム策定を含め、準備を進めていく。</p>	その他	文化振興課
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書138ページ】	<p>【意見36】文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付申請時と実績報告時において使用する科目については、できる限り統一すべきである。</p> <p>文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付申請時と実績報告時において、使用する科目が異なる場合や、予算申請時には「その他」にまとめて金額を記載しているので、予算と実績との差異分析が容易に行えず、交付申請のとおり適切に補助金が使われたかの検討が行い難い状況にある。県の実績報告書の精査を適切かつ効率的に実施するためにも、補助金申請時と実績報告時に使用する科目については、できる限り統一すべきである。</p> <p>また、交付申請時と実績報告時において、計上金額が大きく異なる科目があり、交付申請時の予算の見積額の精度に疑問が生じる。予算の精度を高めるべきである。</p>	<p>「文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱」の様式を令和3年4月に改正し、交付申請時と実績報告時において事業の支出内訳に記載される科目が統一されるよう記入方法として具体的な科目を例示した。</p>	対応済み	文化振興課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																																						
項目	概要																																									
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書140ページ】	<p>【意見37】令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、2つの補助対象事業の補助金増減にあたり、自主財源の内訳が把握できるよう補助金交付先を指導し、その内容を検査・確認するべきである。</p> <p>令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、2つの補助対象事業の補助金増減額が承認されているが、2つの補助対象事業の補助金増減額の合計はプラスマイナスゼロになっており、補助金交付決定額の総額は変更されていない。それぞれの補助対象事業の総事業費と自主財源収入の変更額にはそれぞれ異なる理由があり、2つの補助対象事業の補助金増減額が合計するとプラスマイナスゼロになることは、実態の把握が困難になる。ありのままの会計数値を計上するよう補助金交付先を指導し、その内容を調査・確認するべきである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助金事業名</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> <th rowspan="2">補助金増減</th> </tr> <tr> <th>総事業費</th> <th>自主財源</th> <th>交付決定額</th> <th>総事業費</th> <th>自主財源</th> <th>補助金所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「蝸の綿-Nina's Cotton-」</td> <td>26,771</td> <td>7,949</td> <td>18,822</td> <td>21,923</td> <td>4,233</td> <td>17,690</td> <td>△ 1,132</td> </tr> <tr> <td>さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」</td> <td>18,550</td> <td>6,947</td> <td>11,603</td> <td>16,754</td> <td>4,019</td> <td>12,735</td> <td>1,132</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,321</td> <td>14,896</td> <td>30,425</td> <td>38,677</td> <td>8,252</td> <td>30,425</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金の変更等通知書について 回議・合議書添付資料より)</p> <p>令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、上表に記載の①「蝸の綿-Nina's Cotton-」と②さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」という2つの補助対象事業の補助金増減額が承認されている。それぞれの補助対象事業の補助金増減理由は、①については、事業内容に大きな変更はなかったものの、事業費が予定を下回るとともに、台風の影響により一部関連企画の中止により収入額も下回ったことであり、②については、チケット販売が伸び悩み、事業費の削減等に取り組んだものの、減収分を補えなかったとのことである。総事業費及び自主財源収入の減額理由もそれぞれ異なっており、総事業費及び自主財源収入の計上金額も変更前と変更後でそれぞれであるにも係わらず、総事業費から自主財源収入を差し引いて算出される補助金の金額は、①「蝸の綿-Nina's Cotton-」で1,132千円減少、②さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」では全くの同額である1,132千円が増加し、①と②の合計金額ではプラスマイナスゼロとなっている。</p> <p>補助金変更申請を行っている上記2つの事業の総事業費と自主財源収入の金額が、変更前と変更後で全く異なる数値であるにも関わらず2つの事業の補助金の増減額が全くの同じ金額分が増減し、合計としての補助金申請金額は変更ないという内容になっている。</p> <p>この点について、担当課からは、当該補助金は、総事業費や自主財源収入が変更されても補助金交付決定額が上限となり、補助金交付決定額は変わらないため、総事業費から自主財源収入を差し引いて補助金所要額を算出するのではなく、赤字事業の場合には、総事業費から自主財源収入を差し引いた額が補助金交付決定額になるよう、自主財源収入に他事業での収益を追加して計上しているとの説明を受けた。</p> <p>しかし、この方法では、自主財源収入に記載の金額は、実際発生額ではなく、当該事業の実際の損益状況が明確にならず、把握が困難となる。また、本来、総事業費から自主財源収入を差し引いて算出される、補助金の実際の必要額の把握も困難なものになってしまう。自主財源収入記入欄には自主財源収入の実際発生額を記載し、赤字事業である場合には、収入不足額についても分かるように記載したうえで、補助金の交付決定額を記載し、総事業費から自主財源収入の実際発生額及び補助金の交付決定額を差し引いた、当該事業の実際の損益状況が把握できる形での変更申請書に変更するべきである。</p>	補助金事業名	変更前			変更後			補助金増減	総事業費	自主財源	交付決定額	総事業費	自主財源	補助金所要額	「蝸の綿-Nina's Cotton-」	26,771	7,949	18,822	21,923	4,233	17,690	△ 1,132	さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」	18,550	6,947	11,603	16,754	4,019	12,735	1,132	合計	45,321	14,896	30,425	38,677	8,252	30,425	0	<p>「文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱」の様式を令和3年4月に改正し、補助事業精算書で事業収入と自己資金の金額が把握できるよう、収入内訳に自己資金の項目を追加した。</p>	対応済み	文化振興課
補助金事業名	変更前			変更後			補助金増減																																			
	総事業費	自主財源	交付決定額	総事業費	自主財源	補助金所要額																																				
「蝸の綿-Nina's Cotton-」	26,771	7,949	18,822	21,923	4,233	17,690	△ 1,132																																			
さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」	18,550	6,947	11,603	16,754	4,019	12,735	1,132																																			
合計	45,321	14,896	30,425	38,677	8,252	30,425	0																																			

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書141ページ】	<p>【意見38】文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請について、予算申請時では「その他収入」を未計上にも係わらず、実績報告時には「その他収入」が計上されている。予算申請時において可能な限り「その他収入」を見積り、計上するべきである。</p> <p>文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請に関して、令和元年度及び平成30年度において、当初計画申請時では「その他収入」を未計上にも係わらず、実績報告時には「その他収入」が計上されている。予算申請時においても可能な限り「その他収入」を見積り、計上するべきである。</p>	<p>「その他収入」は申請時で把握が困難なものもあるが、可能な限り計上するよう指導するとともに、「文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱」の様式を令和3年4月に改正し、「その他収入」の内容も記載する欄を追加した。</p>	対応済み	文化振興課
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書143ページ】	<p>【意見39】補助金の申請について、当初予算申請時と実績報告時において、総事業費と自主財源収入の金額に乖離が認められる場合には、その理由や分析結果についての記録を残すべきである。</p> <p>文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請について、当初見積時と実績報告時において、総事業費と自主財源収入の数値が乖離している。</p> <p>当初予定では1回であった公演を再演したために、当初予算申請時と実績報告時に乖離した事業があったと説明を受けたが、それであれば実績報告書に記載すべきである。</p> <p>また、担当課からは財団の赤字補填額をその他収入として計上していると説明を受けた。</p> <p>このような記載方法では、実績報告書に記載の自主財源収入計上金額に実際発生額が計上されないため、当該事業の実際の損益状況が明確にならず、把握が困難である。また、本来、総事業費から自主財源収入の実際発生額を差引いて算出される、補助金の本来の必要額の把握も困難なものになってしまう。実績報告書の自主財源収入欄には、自主財源収入の実際発生額を記載したうえで、補助金の交付決定額を記載し、総事業費から自主財源収入実際発生額及び補助金交付決定額を差引いた、当該事業の実際の損益状況を把握できる形での実績報告書に変更するべきである。</p>	<p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等が発生したが、変更申請により確認していたため計画と実績報告の事業費が乖離した事業はない。</p> <p>今後、計画と実績で事業費が乖離した事例があった際には実績報告書に記載するよう指導したい。</p>	その他	文化振興課
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書145ページ】	<p>【意見40】予定価格見積時には収入の計上がされていないが実績報告時には計上されている。予定価格算定時に可能な限り見積計上するべきである。</p> <p>令和元年度「世界ゴールド祭2020（仮称）」開催準備業務の仕様書に「参加者から徴収する参加費は10,000円以下とすること」という文言があり、また、実際に参加費を一人あたり6,000円受取っており、実績報告時には参加費の収入が計上されている。</p> <p>この点について、担当課から、見積書には、収入に関する記載がないが、県の委託額は、事業実施に必要な基本的な経費を計上したもので、参加費は参加者個人の実費相当額としていたため見積額には入っていないとの説明を受けた。今後は、収入に関しても明確にわかるように当初の積算に反映することが望まれる。</p>	<p>世界ゴールド祭の事業は終了しているが、今後、同種の委託事業が発生した際には対応したい。</p>	その他	文化振興課
ゴールド・アーツ・クラブ【報告書145ページ】	<p>【意見41】執行伺に添付されている積算書と事業報告書に添付の収支決算書で、使用する文言が異なる科目があり、予算実績差異分析が実施困難である。同じ科目を使うよう助言することが望まれる。</p> <p>令和元年度「世界ゴールド祭2020（仮称）」開催準備業務の執行伺に添付の積算書では「脚本料」と「演出料」は別科目であるが、実績報告時は「脚本・演出料」としてまとめられている。また積算書にはなく、実績報告時にはある科目として、「小道具コーディネーター料」がある。積算時と実績報告時で使用される科目は統一されていないと予定価格のとおり適切に予算が使われたかを検討する予算実績差異分析が実施困難になるため、精算事務効率化の観点から、使用する科目は統一することが望ましいと考える。</p> <p>また、舞台監督料が積算書では1,000千円に対して、実績報告時には2,354千円の計上、「宿泊費」が積算書では200千円に対して、実績報告時には1,316千円の計上と積算書と実績報告時での計上額が乖離している科目がある。積算の精度を上げるべきであるとともに、原因の調査が必要と考える。</p> <p>さらに、積算書の費目別の金額は税抜表示であるのに対して、事業報告書の費目別の金額は税込表示であるため、予算実績差異分析が実施し難い。積算書の費目別の金額を税込表示に変更するなど、比較しやすいよう形式を揃えることが望まれる。</p>	<p>世界ゴールド祭の事業は終了しているが、今後、同種の委託事業が発生した際には対応したい。</p>	その他	文化振興課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
シニア活躍推進 宣言企業の認定 制度【報告書156 ページ】	<p>【意見4 2】企画提案競技による参加者が一者になっていることについて、担当課として遂行能力のある団体に声掛けを行うなど、一定の努力が認められるが選考の過程で辞退した業者に理由を問うなどの原因究明を行うべきである。</p> <p>企画提案競技による参加希望事業者が少ないことについては、担当課としても懸念している事項とされており、令和2年度においても事業遂行能力のある団体や組織に声掛けを行うなどして一定の努力は認められる。しかしながら、令和元年度の選考においては当初説明会等に参加した業者について、途中で離脱した経緯や原因についてその理由を問うなどの対応をしていないのは好ましくない。離脱理由の究明は契約形態や委託業務の仕様を見直す材料や談合の防止になり得るので、今後企画協議提案への参加に興味を示した団体が選考の過程で辞退した場合、可能な限りにおいてその理由を聴取することが望ましい。</p>	<p>令和3年度の企画提案競技において、参加希望書を提出し、その後辞退した事業者が1社あったため、理由を聴取した。</p>	対応済み	人材活躍支援課
シニア活躍推進 宣言企業の認定 制度【報告書156 ページ】	<p>【意見4 3】同じ委託業者が長期にわたって契約してしまうこと、つまり契約の硬直化が起こる危険性が大きく、委託先による経済性や有効性の追求が図り得ない状況に陥る可能性がある。競争性を高めるための委託業者の選考方法の再検討や委託契約、仕様などの見直しなどの対応策が必要である。</p> <p>委託業務の内容から委託先に人事管理や経営管理といった専門性が求められるため、そもそも委託先の数が非常に限られている現状が存在する。そこで、新規参入を促し、競争性を拡大するために、専門家派遣のノウハウを持つ人材派遣会社などへのさらなる声掛けの実施や特定の業務を再委託するなどの方策が考えられる。後者については例えば、専門家派遣事業に関しては圧倒的に人事管理に関する相談が多いが、この業務のみ人事管理に精通している専門家に再委託などが考えられるであろう。いずれにしても本委託契約については何らかの対策を講じないと、同じ委託業者が長年にわたって契約してしまい、契約が硬直化してしまう可能性が極めて高い案件であると思われる。</p>	<p>新規参入を促すため、令和3年度の企画提案競技を行う際に6社に声をかけた。そのうち3社が人材派遣会社である。</p> <p>再委託については、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は可能である旨、令和3年度契約書にも明記している。</p>	対応済み	人材活躍支援課
シニア活躍推進 宣言企業の認定 制度【報告書157 ページ】	<p>【意見4 4】専門家派遣の報告書については、第三者が閲覧した際に、明確に理解できるような記載にすべきである。</p> <p>令和元年度の専門家派遣による報告書のうち申請書とアドバイスの内容について整合性がないものや、概略の記載に留まり具体的な記載がないため事後的に理解できないものが存在した。このうち前者に関して担当課の説明によれば、申請書の段階と実際に派遣が行われた段階で、アドバイスの内容に変更があったのではないかとの見解であるが、もし、派遣の途中でアドバイスの変更があった場合はその過程を記載すべきであろう。また、概略の記載に留まる報告書も高齢者就労に関しどのような相談の申請があり、専門家がどのように対応したかがわからないため、報告書としての体をなしているとは言い難いものである。専門家による報告書は、専門家派遣による業務が適正に行われているか確かめるとともに、今後のノウハウの蓄積となり得るものであるため、事後的に第三者が閲覧した際に、できるだけ理解できるように記載することが望ましい。</p>	<p>令和3年度専門家派遣結果報告書については、当初の課題から変更や追加があった場合は、その旨を記載する様式に変更した。また、受託業者に対しては、報告書作成に当たり、第三者にとって理解しやすい記述となるよう年度当初に指導済みである。</p>	対応済み	人材活躍支援課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																				
項目	概要																							
シニア活躍推進宣言企業の認定制度【報告書157ページ】	<p>【意見45】高齢者の就労支援とは関係がない事項について専門家による助言が行われている報告書が存在したため、専門家による助言は、施策の目的にかんがみて、高齢者の就労支援に関連する内容に限るべきである。</p> <p>シニアの活躍の場の拡大事業業務委託仕様書によれば、専門家派遣による課題解決支援に関して「企業等訪問及び追跡調査の結果等、シニアの活躍の場の拡大に取り組むに当たり、解決すべき課題が認められる企業等に対し、そのニーズに応じ専門家を派遣し、課題解決に向け支援を行う。」とされている。すなわち、専門家派遣による課題解決支援にはシニアの活躍の場の拡大に取り組むことが前提とされている。</p> <p>しかしながら、令和元年度の専門家による報告書によると販売チャネルの開拓に関する相談を受け、それについて助言しているものが存在した。販売チャネルの開拓という施策は、高齢者の就労支援とは直接的に関係がなく、このような助言を行うことは前述した仕様書に違反している可能性が極めて高い。これに関しては、もともと高齢者の就労支援に関する専門家派遣の要請があり、派遣の際に補足的に高齢者の就労支援以外の内容について回答することは実際における対応をしてやむを得ないと思われるが、本事例は当初より高齢者の就労支援に直接的に関係がない内容に関して派遣依頼があり回答しているように伺える事例であった。専門家による助言は、施策の目的にかんがみて、原則として直接的に高齢者の就労支援に関連する内容に限るべきである。</p>	<p>令和3年度専門家派遣申請書については、専門家の助言を受けることができる課題についてテーマを例示するとともにその概要を記載する欄を設け、施策の趣旨に沿った専門家派遣となるよう、様式を変更した。</p>	対応済み	人材活躍支援課																				
シニア活躍推進宣言企業の認定制度【報告書158ページ】	<p>【意見46】追跡調査について3年度前認定企業に対するフォローを行うように仕様書上は記載があるが、報告書に一切記載がない。積算根拠資料や委託業者からの報告書においても言及すべきである。</p> <p>令和元年度の「シニア活躍推進宣言企業」の仕様書によれば、平成28年度に宣言を行った企業への取扱いについては以下のとおり規定されている。</p> <p>「平成28年度に宣言を行った企業については、過去に複数回の追跡調査を実施していることから、原則として下記に該当する場合に調査対象とする。なお、調査対象の選定、調査方法については埼玉県と協議する。</p> <p>a 平成30年度に調査ができなかった企業等 b 宣言時に実施予定としていた取組が未実施である企業等 c 宣言後に新たに実施予定となった取組がある企業等 d 他の企業等に普及させるべき先進的な取組を実施しており、詳細を確認する必要がある企業等 e その他県が指定する企業等」</p> <p>上記について、平成30年度の業務報告書によれば、実際に追跡調査を行うべき企業が存在している可能性が高いにも係わらず、積算根拠資料及び見積書に反映されていない。この点に関して、各年度のコンタクトを取れた件数と実際に調査が行われた件数の一覧は次のとおりである。</p> <p>追跡調査の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>コンタクトが取れた件数※1</th> <th>実際に調査が行われた件数※1</th> <th>差分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,373件</td> <td>1,089件</td> <td>284件</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,265件</td> <td>1,121件</td> <td>144件</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>※2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度においては、平成30年度の差分144件がこの令和元年度の追加調査の対象となるべきものである。これに関して平成30年度の実績結果報告書によれば「倒産、電話不通、業務多忙等の理由により調査ができなかった。」とあるが、144件という件数の多さを考慮すると再度の追加調査を実施することで結果が得られる可能性は極めて高いと思われる。</p> <p>あるいは、もし委託業者で追加調査が必要ないと判断するのであるならば、その旨を実績結果報告書で言及すべきであり、県もそのように指導すべきであると考えられる。</p>		コンタクトが取れた件数※1	実際に調査が行われた件数※1	差分	令和元年度	1,373件	1,089件	284件	平成30年度	1,265件	1,121件	144件	平成29年度	※2			平成28年度	-	-	-	<p>令和2年度仕様書による追跡調査対象企業は、平成30年度中に訪問しその後宣言を行った企業等だけではなく、平成29年度以前に訪問しその後宣言を行った企業等も含まれている。</p> <p>委託業者が提出した令和2年度事業報告書には、平成30年度中に訪問しその後宣言を行った企業等のみならず、平成28年度、平成29年度及び令和元年度に訪問した企業についても記載している。</p>	対応済み	人材活躍支援課
	コンタクトが取れた件数※1	実際に調査が行われた件数※1	差分																					
令和元年度	1,373件	1,089件	284件																					
平成30年度	1,265件	1,121件	144件																					
平成29年度	※2																							
平成28年度	-	-	-																					

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
シニア活躍推進宣言企業の認定制度【報告書159ページ】	<p>【意見47】成果の指標となる施策の目標値の設定について、一部に無理がある目標設定がされている可能性がある。特に専門家の派遣業務については年度の後半に申請書が出されたものに関しては目標数値を年度内に終わらせることは難しく、仕様書上の内容については再検討すべきである。</p> <p>専門家の派遣について令和元年度の専門家の報告書を精査すると年度の後半において1度は訪問したのち、2度目の訪問についてアポイントが取れずに時間切れになってしまうケースが散見された。令和元年度においては1月以降に専門家を派遣したケース12例のうち9例が1回の派遣で終了している状況であった。これに関しては、訪問調査や追跡調査を実施したのちに、専門家派遣について興味の有無を調査対象会社について調査し、そのうえで専門家派遣を行うという段取りになる。従って、専門家派遣についてはどうしても実施時期が年度の後半に集中し、その結果時間切れになってしまうという状況が推察される。この点に関して令和元年度の2月以降はいわゆるコロナ禍の影響を受け、専門家派遣の実施が思うように進まなかったという担当課の説明であるが、平成30年度以前においても1月以降の専門家派遣については1回の派遣で時間切れになってしまうケースがやはり多く見受けられ、コロナ禍の影響を差し引いてもやはり同様の傾向がみられる。</p> <p>上記の問題に関しては、年度内において1回の訪問で2回目の訪問を希望している案件については、次年度においてもフォローできるような、いわゆる「持ち越し制度」を設定し、これを仕様書に明記することが望ましい。</p>	<p>仕様書に「前年度に専門家を派遣し、埼玉県が更なる支援が必要と認める企業については、専門家派遣の希望を確認し、引き続き支援を行う。」と明記した。</p> <p>なお、これまでも前年度の専門家派遣で支援不足となった企業に対して、次年度に再度派遣することを妨げてはならず、実際に、令和元年度に1回目の専門家派遣を行い、令和2年度に2回目の派遣を行っている例もある。</p> <p>今後も年度変わりを理由に支援が打ち切られることがないよう、受託者に口頭でも指示を行う。</p>	対応済み	人材活躍支援課
シニア向け起業支援事業（ゆる起業*支援）【報告書166ページ】	<p>【意見48】シニア向け起業支援に関する予算に対しての定量的な評価指標が不十分である。本予算の執行においては新たにホームページを開設しているのであればこれについても定量的な評価指標を設けるべきである。</p> <p>シニア向け起業支援に関する支出としては、事例集とチラシ、事例発表会の実施とともに、シニア向け起業支援に関するホームページの開設も行っている。事例集と事例発表会については評価指標が存在しているがホームページに関しては評価指標が設けられていない。セッション数、PV数あるいはユーザー数などといった一般的なホームページ評価指標に関して評価指標を設けることが望ましい。</p> <p>なお、事例集の配付について目標は10,000部であるのに対して、実績数は5,721部となっている。この乖離について、担当課の説明は以下であった。</p> <p>「シニア起業事例集について、令和2年1月18日開催の事例発表会での配付を皮切りに県内公共施設、創業支援施設及びシニアの創業に関するセミナーを中心に配付を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月末からは県内のセミナーが相次いで中止した影響が大きく、配付部数は5,721部となりました。」</p> <p>乖離の原因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにセミナーを中止した影響が大きいということであり、こちらとしてもやむを得ないと考えている。</p> <p>また、事例集の内容は今後も十分に活用出来るものと評価しており、残部数については令和2年度以降のイベント等でもぜひ活用して頂きたい。</p>	<p>令和3年度から、シニア向け起業支援に関するホームページの閲覧数として年3,000回を評価指標とした。そのために、本ページについて、働くシニア応援サイトやセカンドキャリアセンターのホームページを活用しPRを行う。</p> <p>また、シニア起業事例集については令和2年度もシニア起業等のイベントにおいて配付(996部配布済)した。引き続き、令和3年度に予定しているセミナーでの配布や公共施設等での配架を行う。</p>	対応済み	人材活躍支援課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
セカンドキャリアセンター委託事業【報告書174ページ】	<p>【意見49】平成28年度より同一の業者が受注しており、今後も同一業者に対する委託が続くことが予想されるため、委託業務の分割や公募型企画提案競技にするなどの対策が必要である。</p> <p>一般競争入札を採用しない理由として執行何に記載のあるa)からd)に挙げられている理由について特に異論をなさむ余地はない。さらに、企画提案競技について指名型を採用した理由について、担当課によれば全国の就労支援事業の受託実績を調査した上で、参加資格のある9者に対して指名をしている。公募型であるか指名型であるかに係わらず参加資格のある事業者は9者であるため、公募するよりも指名した方が応募していただける可能性が高いと考え、指名型企画提案競技を選択しているということである。しかしながら、これらの理由をもって業者を前もって指名してしまうということには異論の余地がある。そもそも企画提案競技は「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた内容の企画書等を提出した者と契約する方式」であり、審査の過程でオペレーション能力や契約の履行能力を県が判断することができるため、指名とする理由は乏しいと言わざるを得ない。また、類似の就労支援の形態を採用する他県の状況も確認できる限りにおいてはああるが、一様に公募型企画提案競技方式を採用している。事業の開始時点において指名型とすることは業者の応募のきっかけとなるため、競争性の拡大に資するともいえるが、事業が継続中の場合はその閉鎖性による弊害があらわれやすい。指名型とすることによるあらぬ疑念を外部からもたれないようにするためにも、埼玉県においては、「指名型企画提案競技」ではなく「公募型企画提案競技」とするべきである。</p> <p>なお、当該委託業務については令和3年度より公募型企画提案競技とする予定である。</p>	令和3年度セカンドキャリアセンター運営事業業務委託においては「公募型企画提案競技」で実施した。	対応済み	人材活躍支援課
セカンドキャリアセンター委託事業【報告書174ページ】	<p>【意見50】応募企業を増加させるための方策として、委託業務の分割を検討するべきである。</p> <p>応募業者が一者しかない理由について担当課の説明によれば「業務が大きすぎてキャパシティの問題から応募業者が増えない」との説明があったが、これについては、委託業務を分割する方策を検討するべきである。業務の分割は必ずしも等しく二分分や三分分する必要はなく、7カ所のうち1カ所の就職支援セミナーや相談業務のみを分割する方法なども有効であろう。業務を分割すると業務委託のための県内部の手続が非常に煩雑になる、異なる委託業者間の情報共有が難しくなるなどのデメリットは確かに有するのであるが、競争性が働かないことによる委託料の高騰や、一者の委託業者に依存しないというリスク分散の観点からデメリットを上回るだけのメリットがあると考えられる。委託する業務量が多い場合の業務委託先の分割は民間企業であれば当然の選択でもあり、公的機関においても採用している団体・組織は多い。複数の拠点の高齢者支援センター持つ他県でも採用されており、埼玉県においても検討すべき方策であると考えられる。</p>	<p>応募企業を増加させるために令和3年度セカンドキャリアセンター運営事業業務委託先の選定においては、「公募型企画提案競技」で実施した。</p> <p>当課としても、リスク分散等分割による一定のメリットは認識している。しかし、同じサービスを同じ質で実施するとなると分割しない方が経済性及び効率性ともに良くなると考えており、「デメリットを上回るだけのメリットがある」とは言い難い。</p> <p>なお、具体的なメリットは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費の削減 ・業務の効率化 ・サービスの公平性 ・県全体への求人開拓による紹介できる求人数の多さ 	その他	人材活躍支援課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
セカンドキャリアセンター委託事業【報告書174ページ】	<p>【意見5 1】委託業者からの事業報告書にハローワーク求人元にした案件についての就労紹介件数についての記載がされていない。委託業者からの事業報告書にはハローワーク求人元にした案件についての記載も行うべきである。</p> <p>セカンドキャリアセンター委託業務のうち職業紹介に関して仕様書には次のように記述されている。「受託者が、職業紹介に用いる求人情報はハローワークの求人情報のほか、受託者独自の求人情報等も活用する。なお、受託者は、厚生労働省がオンライン提供するハローワーク求人情報について、取り込み作業を行うこと。」すなわち、職業紹介に関しては一義的にハローワークの求人情報を求職者に提供すべきであるとの規定となっている。しかしながら、委託業者の提案書や業務完了報告書においては、委託業者が開拓してきた委託業者案件は求人情報提供数と職業紹介件数が記載されているのに対して、ハローワーク案件は求人情報提供数のみの記載にとどまっている。この点に関して担当課の説明によれば、ハローワーク案件についてはそのままハローワークでしか直接職業紹介できないということで委託業者からの事業報告書において記載がないということであった。しかし、実務上の対応において、ハローワーク案件についても埼玉県セカンドキャリアセンターで相当のフォローを行っているため、ハローワーク求人元にした案件として集計することは可能であることであるので、今後は委託業者からの報告書においてハローワーク求人元にした案件についても可能な限り報告を受けるべきである。</p>	<p>令和3年度から事業報告書においてハローワークを基にした案件（委託業者案件のうちハローワークの求人元が基となるもの）についても報告を求めるように改めた。</p>	対応済み	人材活躍支援課
シルバー・ワークステーション補助事業【報告書180ページ】	<p>【意見5 2】シルバー・ワークステーション事業費補助金は「シルバー人材センター連合への補助金」など他の類似の補助金との統合を図るべきである。</p> <p>当該補助金については県は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合の指定を受けたいきいき埼玉が行う労働者派遣事業のうち、高齢者の就業機会を新たに拡大するために実施する事業に対して補助金を交付するものであるという。しかしながら、請負・委任と派遣の違いはあるものの、いきいき埼玉に対しては高齢者の就業機会を新たに拡大するための補助金として県は「シルバー人材センター連合への補助金」（令和元年度10,900,000円）などを従来から拠出している。</p> <p>担当課の説明によれば、シルバー・ワークステーション事業費補助金は、事務系や人手不足分野などの派遣事業の受入れ企業を軌道に乗せるための初期投資であり、後述するシルバー人材センター連合補助金と事業の目的が相違するとの説明であったが、シルバー人材センター連合補助金と別途拠出するのであれば、必要性とその効果について、毎年度の連合の事業計画等を踏まえて検証する必要がある。</p>	<p>シルバー・ワークステーション事業費補助金は、対象とする補助の内容等を見直し、令和3年度をもって廃止することとした。</p>	対応済み	人材活躍支援課
シルバー人材センター連合補助金【報告書186ページ】	<p>【意見5 3】交付金額について毎期同額が交付されているが、補助額の根拠が明確でない。補助対象団体の毎年度の支出金額を鑑みた交付を行うべきである。</p> <p>交付金額については概算払いによっている。長年にわたって同じ金額の補助金が行われており、この点について担当課の説明によれば、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に国が補助限度額を決定する方針に基づき、国の限度額が10,900千円に引下げられて以降、県の連合事業費補助額を10,900千円に据え置いたまま推移している状況との回答で、補助対象経費に対する補助割合などに具体的な積算根拠は明らかでなく、同じ金額の補助が継続されている。補助対象団体の毎年度の支出金額は相違しているにも関わらず、このように同じ金額が継続しているということは、年度ごとの補助金の必要性について補助対象経費に基づいた検討がなされていないことを意味するにほかならない。</p> <p>以上のことから、国の執行方針を踏まえながらも補助対象団体の毎年度の支出金額を鑑みた交付を行うべきであると考えられる。</p>	<p>令和4年度予算要求においては、近年の補助対象団体の支出状況を踏まえた積算を行い、予算要求している。積算に当たっては、実績にに応じて補助金額を算出するという国の執行方針を一部取り入れた。</p>	対応済み	人材活躍支援課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
高齢者社会活動推進事業費 (彩の国いきがい大学運営事業)【報告書191ページ】	【意見54】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を必ず残すべきである。 彩の国いきがい大学事業費補助金の交付決定について、補助事業の成果の検討を補助金額の確定の決裁において書面で行っている。確かに、補助対象団体より、「補助金実績報告書」「収支決算書」「事業報告書」「補助金精算調書」などが提出されており、補助の対象となる金額の検証は可能である。しかし、提出書面をどのように検討し、結論を形成したのかという検証のプロセスが記録されていない。当該事業は、昭和59年より実施している事業であり、令和2年度からは、高齢者福祉課から共助社会づくり課へ事業移管がなされている。事業終了後の検証結果を記録として保持することは、今回の課を跨いだ事業移管などの各課の横の繋がりを強化するためにも役立つと考える。	当該補助事業については、令和2年度に所管替えとなった。引き続き、団体の育成・支援を実施し、検討会議等が開催された際には、適切に記録を残す方針に改めた。	その他	高齢者福祉課
高齢者社会活動推進事業費 (高齢者活動支援事業)【報告書193ページ】	【意見55】補助金により人件費を支援して行っている業務に含まれる情報誌の検討内容について、記録を残すべきである。 高齢者活動支援事業費補助金として、いきいき埼玉に対し、人件費の一部が助成されている。当該補助金により従事する職員の事業には、情報誌「あぶろく」(令和元年度より情報誌「NEXT!」)の発行業務が含まれる。当該情報誌は、定期購読、彩の国いきがい大学の副読本及びシルバー人材センターの会報などとしても用いられている。当該情報誌においては、毎年情報誌のあり方について検討し、見直し等を行っているとのことであるが、その際の検討内容に関する会議資料等が残されていない。情報誌の内容については、購読者を対象としたアンケート結果を基に内容の充実を図るなど、より良い紙面づくりへの対策もしている。それゆえ、情報の共有、修正事項、見直しの検討などについては、担当者のみが理解しているだけでなく、他の者にも情報を伝達できるように記録を残すべきである。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考える。	当該補助事業については、令和2年度に所管替えとなった。引き続き、団体の育成・支援を実施し、検討会議等が開催された際には、適切に記録を残す方針に改めた。	その他	高齢者福祉課
第3次健康長寿計画【報告書199ページ】	【意見56】医療費の削減を目指すべく、埼玉県コバトン健康マイレージによる参加者増加を通じての健康への動機付けのためのアイデアや、健康長寿計画の進捗状況に応じた助言を、健康長寿計画推進検討会議のみならず、メール等の手段で外部有識者より継続的に得ることが望まれる。 高齢者の増加に伴う医療費の増加を抑制していくことが、県の財政運営上も重要である。現状では、埼玉県健康長寿計画の進捗状況を把握した上で、年に1回程度開催される健康長寿計画推進検討会議(以下、「検討会議」という。)にて、委員からの意見聴取をすることで対策を講じている。 なお、医療費の増加は顕著であることから、更なる増加の抑制を進めるためにも、検討会議だけではなく、会議が開催されない時期でも継続的に埼玉県健康長寿計画の進捗状況の把握を行い、その結果に応じて検討会議の委員との電話やメールなどでの意見聴取を行い、適時に対策を講じることが望まれる。	健康長寿計画推進検討会議以外でも、ZOOMによる意見聴取などを行い、適時に対策を講じた。	対応済み	健康長寿課
第3次健康長寿計画【報告書207ページ】	【意見57】健康長寿埼玉プロジェクトにより健康寿命の延伸と医療費抑制の具体的効果について、長期的視点に立った効果検証方法を確立すべきである。 現状では、健康寿命の延伸と医療費抑制の具体的効果測定についての確立がされていない。効果の測定は今後の健康を維持するためにも重要であるため、他県の状況や、民間で実行している健康長寿策なども参考にしながら、長期的視点に立った効果検証方法を検討していく必要がある。	市町村の自主性を重んじ、地域に合った健康づくり事業を展開しているため、統一的な成果指標や効果検証方法を設定することは難しいが、国の動向を注視するとともに他自治体の取組について情報収集を開始した。	その他	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
第3次健康長寿計画【報告書208ページ】	<p>【意見58】健康長寿計画における目標未達成の指標で、データヘルス計画に反映していない指標については、指標達成に向けての県民や県内の市町村のアイデアも募りながら、指標を到達できるようにすべきである。</p> <p>埼玉県健康長寿計画推進検討会議が開催されており、健康長寿を目指すための施策について検討を行っている。会議の参加者の知見を踏まえて、埼玉県健康長寿計画の指標を分析し、目標未達成の指標については、当会議の委員の意見も聞きながら、対策している。中でも特定健康診査の受診率向上については、市町村ごとに、データヘルス計画を策定し、優先度の高い健康課題を明らかにしている。また、それらを改善するための保健事業を計画・実施し、評価し、見直すといったPDCAサイクルを回している。具体的には保健所において管内市町村、保険者等との協議の場を持ち、効果的な事業の実施を検討している。</p> <p>なお、データヘルス計画に反映されていない項目や目標未達成の指標については、県にて指標達成するためのアイデアを検討し、市町村に働きかけをすべきである。</p> <p>(注) データヘルス計画：レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画</p>	<p>埼玉県健康長寿計画推進検討会議では、市町村の保健部門からも委員として参画いただいている他、衛生研究所の協力を得て、地域別の健康情報・人口・出生・死亡などの基本統計をはじめ、高齢化・死因・母子保健・健診・医療費の現状を表やグラフで掲載した健康指標総合ソフトを作成した。この中で市町村別の住民の健康に関する指標をわかりやすく示し、市町村の保健事業や計画策定に活用いただくよう働きかけた。</p>	対応済み	健康長寿課
第3次健康長寿計画【報告書208ページ】	<p>【意見59】健康長寿計画をより実効性のあるものとするために、県は埼玉県健康長寿計画について、計画の進捗状況などを県民がアクセスしやすく、わかりやすい情報として継続的に発信するべきである。</p> <p>県は、健康長寿社会の実現を目指した第3次埼玉県健康長寿計画において、有識者や関係団体、県民からの公募委員による健康長寿計画推進検討会議を開催し、計画の指標や目標に対する達成度を示し、委員らの意見を受け、関係機関と連携し目標達成に向け取り組んでいる。</p> <p>この計画策定には、県及び市町村事業や関連データのとりまとめなど、多くの労力と費用が投じられたものであり、当該計画は現在も進行しているが、当該計画は公表時から1年以上にわたり更新されていない。当該計画作成の費用を上回る効果を得られるよう県は、計画の進捗状況などを県民がアクセスしやすく、わかりやすい情報として、継続的に発信するべきである。</p> <p>最終的には県の課題である医療費の抑制を実現するためにも、健康長寿計画の目標を達成することが必要である。</p>	<p>第3次埼玉県健康長寿計画について、最新の健康指標をホームページに掲載するなどした。今後もアクセスしやすく、わかりやすい情報の提供を実施していく。</p> <p>今後も健康長寿計画の目標を達成していくための方策について、健康長寿計画推進検討会議の委員の方々からも御提案いただき、市町村とも連携していく。</p>	対応済み	健康長寿課
健康長寿埼玉モデル【報告書218ページ】	<p>【意見60】埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金へ支出したことに対する効果測定を行っている。医療費抑制の観点からは、効果の継続は重要であるため、当該測定は今後も継続して行うべきである。</p> <p>数年にわたって行われてきた健康長寿埼玉モデルは、多くの市町村で医療費抑制効果や腹囲の減少(=メタボの改善)、LDL(悪玉)コレステロール値の改善(=動脈硬化リスクの減)など様々な効果が見られている。この点は評価に値すべき成果であると考えられる。しかし、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金は令和元年度で終了した。この補助金の効果は、過年度で終わるべきものではなく、今後も継続していくべきものであり、補助金終了によって、健康長寿の意識が低下し、補助金支出に対する効果が薄まらないようにすべきである。</p> <p>この点、現状では、各市町村の取組の状況について、毎年、「市町村における健康長寿に係るイチオシ事業」等の報告によって、継続状況や検証結果を確認している。</p> <p>医療費抑制は、財政上、今後も重要な課題であるため、補助事業で行った各市町村の施策が今後も持続しているか、県が確認し、過年度の補助金支出以上の効果を得ているか、効果測定を継続して行うことが望まれる。</p>	<p>県内全市町村から令和2年度健康長寿に係るイチオシ事業について報告を受け、取組内容や効果検証の内容などを審査し、上位15市町村及び、努力が認められる4市町村に交付金を交付した。</p> <p>今後においても、「イチオシ事業」等の報告などを通じて、補助事業で行った各市町村の施策の効果について、継続して検証していく。</p>	対応済み	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
健康長寿埼玉モデル【報告書218ページ】	<p>【意見6 1】健康長寿埼玉モデル未実施の市町村へ引き続き、健康長寿埼玉モデルへの参加を働きかけるべきである。</p> <p>多くの市町村では、健康長寿埼玉モデルを実施しているが、独自に健康づくりの方法を採用していることから健康長寿埼玉モデルを採用していない市町村も一部ある。各専門家の知見を結集して健康長寿埼玉モデルを策定していることから、このモデルを県内全域に広めていくことが重要であると考えられる。</p> <p>一つの対策としては、県内全域の市町村担当者に向けて、オンラインでの研修会を開催し、当モデルの効果について改めて周知するとともに、参加した市町村に対し県でその取り組みを紹介する、遂行のための補助を行うことを検討してもよいのではないかと考える。</p> <p>過去に健康長寿埼玉モデルに補助金など多くの支出をしていることから、その効果を県全域に広めるためにも、当モデル未実施の市町村への働きかけは重要であると考えられる。</p>	<p>令和3年3月24日にオンラインにより市町村健康づくり事業研修会を開催し、推奨プログラム（健康長寿埼玉モデル）を採用している美里町の事例発表を行った。</p> <p>今後においても、このような対策を継続して実施していく。</p>	対応済み	健康長寿課
健康長寿埼玉モデル【報告書218ページ】	<p>【意見6 2】埼玉モデルの実施における効果の把握について、全県での統一的な効果検証方法、指標について、国の動向も踏まえ引き続き検討していくべきである。</p> <p>健康長寿埼玉モデルを実施することにより、多くの市町村から効果が上がった旨の報告がある。当モデルは一定の効果があつたものと考えられる。中長期の視点では、その効果を定量的に把握することが、今後の健康長寿の推進と、その成果を把握するためにも必要と考えられるが、現状では、市町村により、異なる専門家の助言により、成果を図る指標が統一されていない。これは、国において統一的な指標を設定していないことが原因と考えられるが、市町村の独自性を重んじることも踏まえての状況と考えられる。なお、当該指標が決まる時期は未定とのことである。一定の統一した基準で県全体の健康長寿に関する測定を行うとともに効果を見ることは重要と考える。ついては、全県での統一的な指標、効果検証方法について、国の動向も踏まえ検討することにより、目標を明確にした上で健康づくり事業を推進していくことが有益であると考えられる。</p>	<p>市町村の自主性を重んじ、地域に合った健康づくり事業を展開しているため、統一的な成果指標や効果検証方法を設定することは難しいが、中長期の視点から効果を定量的に把握できるようにするため、国の動向を注視するとともに、他県の取組の情報収集を開始した。</p>	対応済み	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
埼玉県コバトン健康マイレージ全般【報告書224ページ】	<p>【意見63】埼玉県コバトン健康マイレージに支出した以上の効果を得るためにも、埼玉県コバトン健康マイレージ参加者が増加するよう、各種施策を通じ強く推し進めるべきである。</p> <p>過年度に埼玉県コバトン健康マイレージの立ち上げのため、数億円の支出を行っていることから、その支出を上回る効果を上げるべきである。具体的には、下記の4点を実施すべきである。</p> <p>①埼玉県コバトン健康マイレージへの男性の参加を強く促すべきである。 埼玉県コバトン健康マイレージ参加者の内訳（令和2年8月現在）によれば、60歳代の女性参加者や約8,000名に対し男性参加者は約5,100名にとどまっている。70歳代の女性参加者は11,000名に対し、男性は7,500名にとどまっている。 埼玉県コバトン健康マイレージ参加者全体に対し目標を大きく下回っているが、健康長寿を推進する上では、平均寿命が女性よりも相対的に短い男性について、特に60歳代や70歳代の男性に対し埼玉県コバトン健康マイレージへの参加を促すべきである。 具体的には、働き盛り世代の男性に対しては市町村、健康保険組合や企業を通じて、年金生活をされている男性に対しては、市町村、町内会、埼玉県広報を通じて参加を促すべきである。</p> <p>②埼玉県コバトン健康マイレージへの参加手段（歩数計、ムーブバンドなど）を充実すべきである。 埼玉県コバトン健康マイレージに参加する場合には、歩数をカウントする歩数計やムーブバンドなどの機器や健康マイレージアプリに対応したスマートフォンを入手することが必要になる。実際に健康マイレージに参加したところ、歩数計やムーブバンドなどの機器類が在庫切れになっていた。それでも、対応できるスマートフォンがあれば、埼玉県コバトン健康マイレージには参加できるが、スマートフォンを保有していない高齢者も存在するものと考えられる。 そのため、歩数計などの機器類を充実する、在庫切れの場合には、入荷の予定などを案内することが望まれる。ないしはスマートフォンの購入とアプリ入手方法の説明を充実させるなど、埼玉県コバトン健康マイレージに参加したい県民が、安心して加入できる仕組みを充実させることが望まれる。</p> <p>③県政出前講座を開催し、埼玉県コバトン健康マイレージへの参加の働きかけを進めるべきである。 県では、県内の企業を訪問し、埼玉県コバトン健康マイレージの説明会を開催している。また、ツアーマーチやウォーキングイベントにおいても、ブースを設置して埼玉県コバトン健康マイレージの参加推進活動を行っている。 しかし、当初の埼玉県コバトン健康マイレージの参加者が現在においても、目標人数を大幅に下回っていることから、更なる働きかけを行うべく、埼玉県主催・共催の各種イベントの他、学校、公民館、商工会などにも働きかけ、埼玉県コバトン健康マイレージ参加を促進すべきであると考えられる。</p> <p>④さいたま市などの健康マイレージとの統合を検討すべきである。 現状では、埼玉県他、さいたま市においても県と同様の健康マイレージを導入している。規模の経済効果を見ると、将来的にはさいたま市の健康マイレージとの統合を検討することにより、システム費用をさいたま市と負担を按分することにより、サービス提供を下げなくとも、大幅に支出額を抑えることができると考えられる。 直ぐの実施は現実的に難しいことは承知しているが、県から継続的に働きかけをすることが望まれる。</p>	<p>①本年5月から、マイレージに係る市町村支援事業の取組を始めた。当該取組において、働き世代については「すこやかキッズ体操」などの親子で参加できる健康づくり事業の支援を行い、その中で、マイレージ参加の促しを実施した。また、年金生活をされている方については、「アプリ新規登録窓口」の設置や、「アプリ登録講習会」を開催した。これにより、60代の男性の参加者の割合が、前年同期と比べて、37.9%か39.7%（1.8ポイント増）になるなどの効果があった。</p> <p>②歩数計の在庫管理について、3月中旬から、よりよい方法とするため、運用事業者はもちろん、歩数計配送業者とも検討を開始した。その結果、本年10月からすべての団体の歩数計の在庫がリアルタイムで把握できる歩数計一覧管理表による管理の仕組みを導入した。また、歩数計を失くしてしまった場合、新たな歩数計は参加者負担となってしまうが、歩数計配送手続きの見直しを図り、当該負担額について、これまで約7500円かかっていたものを、本年11月から4000円程度に圧縮した。こうした取組を実施することで、マイレージへの参加手段の充実を図った。</p> <p>③本年4月から県政出前講座に「埼玉県コバトン健康マイレージに参加しよう！」という講座登録を実施した。また、9月から川越市公民館などにおいて、マイレージ参加登録講習会を実施した。</p> <p>④さいたま市とは、本年5月に、マイレージ参加やイベントの共同開催等について、市の担当者との打ち合わせを実施した。また、志木市や加須市などの未参加団体とも電話等により、マイレージ参加に係る打ち合わせを実施した。7月29日には、すべての市町村担当者を対象としたマイレージに係る勉強会を開催した。こうした取組を継続して続けていく。</p>	対応済み	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
埼玉県コバトン健康マイレージ運営業務委託【報告書230ページ】	【意見6 4】さいたま市と連携し、構築や運営委託において委託費の削減を図り、効率的に運用を行うべきである。 平成28年度から行われていた事業であり、システムはその年度において既に開発済みであり、5年も前のことではあるが、さいたま市と連携してシステム構築に要する費用を減額し、運用に要する費用も減額することが望ましいと考える。	さいたま市とは、令和3年5月に、マイレージ参加やイベントの共同開催等について、市の担当者との打ち合わせを実施した。引き続き、さいたま市の独自システム更新タイミングでの切替を目指し働きかけを行っていく。	対応中	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージ運営業務委託【報告書235ページ】	【意見6 5】委託費には諸経費が毎年一定の率(7%)で加算されているが、この率を引き下げることにより委託した業務の水準を下げることなく委託費の低減を図るべきである。 委託費は、人件費、物件費、及び、諸経費で構成されており、諸経費は人件費及び物件費の合計金額に7%を乗じたもので、平成28年度から令和元年度まで同一の率となっている。人件費及び物件費は委託業務の遂行に欠くことができない費用であると考えられるが、諸経費については交渉の余地があるとともに委託先が提示する根拠によっては、引き下げが可能であると考えられる。諸経費については一律7%を許容することなく、毎年少しずつでも率を下げるよう粘り強い交渉を行うべきである。 特にこの委託契約は一者随意契約であり、金額に競争性を期待することは難しいので、この点からも粘り強い交渉を行うべきである。	諸経費について継続して委託先と交渉を行った結果、率の引き下げ(7%→0%)の変更において、合意を得られた。 そのため、令和4年度からの当該業務委託契約においては、諸経費0%で契約している。	対応済み	健康長寿課
コバトン健康マイレージのデータ活用業務【報告書242ページ】	【意見6 6】見積金額の積算根拠の妥当性について詳細に検討すべきである。 委託先とは、見積書及びその添付書類(令和元年度システム改修 見積内訳)に沿って、契約を行っている。 なお、委託金額の妥当性につき、具体的にどのように検証されているか(例えば仕様書に記載された業務内容ごとに、単価・工数等を見積もりして金額の検証をされているか)質問したところ、仕様書に記載された業務内容ごとに例えば「マイレージ参加市町村の拡大」「宛番号突合」など、金額の妥当性検証をしているとの回答を得た。 しかし具体的に、どのように金額の妥当性検証をしたのかが不明確である。 委託料の決定においては、業者の見積内容を適切に精査するべきである。	仕様や概算見積の精度を高めるため、次年度に予定している新規事業について、情報システム戦略課による「情報システム化マニュアル」に基づいたRFI(情報提供依頼)を実施することとし、令和3年4月に第1回のRFIを発行した。 なお、事業者への見積依頼においては、以下の点に留意している。 ①RFIで、できる限り明確で規模感の分かる要件・仕様案を作成し、示しておく ②作業工程や、役割分担、内容をできる限り詳細に区分したものを単位にして求める ③①、②を文書にして複数事業者に依頼する ④「一式〇〇万円」ではなく、単価・工数内訳を記載させる	対応済み	健康長寿課
コバトン健康マイレージのデータ活用業務【報告書242ページ】	【意見6 7】費用対効果の検証を詳細に実施すべきである。 データ抽出を成果物とする委託契約であり、当該抽出業務による成果物に基づき効果検証を実施しているが、費用を超える効果があったかどうかの検証について明確にされていない。 具体的な根拠をもって、効果測定を行うべきである。	本事業については、平成30年度と令和元年度に効果検証を実施しているが、対象期間が2年間と短いこともあり、「健康寿命や医療費抑制への寄与」については、必ずしも明らかになっていない。 そのため、事業開始から5年を経過する令和4年度に、あらためて、費用対効果を含む効果検証を実施し、具体的な根拠をもって次期健康増進事業の在り方検討を行う。	対応中	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
コバトン健康マイレージのデータ活用業務【報告書243ページ】	<p>【意見68】突合率が低い市町村が生じたことについて、原因分析を行うべきである。県と委託先（AGS株式会社）との埼玉県コバトン健康マイレージデータ活用促進事業データ提供及びシステム構築事業本稼働判定会議において、委託先から提出された「品質報告書」の参考資料「資格突合件数」によれば、日高市の突合率（国保総合システムと特定健診等データ管理システムとで、各々管理している被保険者の情報の突合）が他の市町村に対して低い率となっている。（他の市町村では99%強であるが、日高市のみ87%にとどまっている。）</p> <p>この点、会議の議事録によれば、昨年度も同様の突合率で被保険者の情報の整合性が取れていない状況であるとの記載があるが、この点、原因分析はしていないとのことであった。</p> <p>この点、なぜ原因分析がされなかったのか、原因分析をしなくて問題なかったのか（データの利活用に支障がなかったのか）、当時どのような判断があったのかが不明確である。業務を委託したにも関わらず、支出費用に見合う効果が得られていない可能性がある。</p> <p>今後の分析を正確に行うためにも、原因分析を行うべきである。</p>	<p>本事業においては、市町村ごとの効果測定を行っていないこと、また、突合率の低い自治体における件数が全母数に比べて非常に小さいこと等から、当時は原因分析をしていなかった。</p> <p>そのため、令和4年4月に契約を締結した利活用業務委託においては、突合率において突出したデータがある場合は、原因分析を行い、正確な分析が得られるよう実施していくこととした。</p>	対応済み	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージ広報等業務委託【報告書250ページ】	<p>【意見69】広告に対する費用対効果に見合う、一層の効果の得られる広告を検討すべきである。</p> <p>広告についての効果測定を県で検討している。具体的には当該事業における広告効果を12,453名と計算している。実際に、埼玉新聞への掲載後の健康マイレージへの参加者数が直近で数十名あったことから、一定の効果はあったものと認められる。</p> <p>しかし、広告に10,000千円を超える支出に対する効果としては、相対的に少ないことは否めない。（仮に広告を機にトータルで1,000名の新規登録があったとしても、1名のマイレージ参加に1万円を支出していることになる）</p> <p>広告に支出する金額を減らす、ないしは、より効果のある広告方法を検討するなどの対策をすべきである。</p>	<p>広報等業務委託における効果測定について、検証したところ、システムリニューアルに合わせた広報事業について、WEB申込が昨年度比で446.3%となるなど、特に効果が顕著であった。</p> <p>○令和3年1月18日～2月14日（28日間）のWeb申込：3,209件（115件/1日）</p> <p>○令和2年1月18日～2月14日（28日間）のWeb申込：719件（26件/1日）</p> <p>今年度、一層の効果が得られる広報とすべく、昨年度は手薄であった「イベント開催」と「市町村支援」に的を絞った広報事業を展開している。</p>	対応済み	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託【報告書253ページ】	<p>【意見70】埼玉県立大学の業務について、実際の支出額が適切であったのか検証すべきである。どの業務についてどの程度の時間を要したのか、管理すべきである。</p> <p>契約している各年度とも、5,000千円（税込）で契約しているが、実際の完了報告を検討すると、実際の支出額も5,000千円（税込）であった。最終的な支出金額は契約時と同額の5,000千円（税込）であった。</p> <p>また、内訳をみると、人件費について、当該業務に従事した各自の人件費も記載されているが、どのような業務でどの程度の時間を要したのかが明確になっていない。人件費単価の根拠も不明確である。しかし現状では、情報システム課が作成している「情報システム関連積算資料（2020（令和2年）9月時点）」における技術者単価では、最も安価なメンバー（プログラマ相当）では35,000円/日であるが、本業務の1日当たり単価は約19,000円であるため、かなり安価な水準となっているとのことである。県としては、総合的に勘案して支出が適切であったとの回答を得ている。</p> <p>しかし、具体的にどのような支出が行われたのかの具体的検討を行った形跡が完了検査結果にも添付されていない。本事業は、結果としては、安価な水準で契約していることもあり、無駄な支出は行われていないと判断されるが、今後は、どのようなスキルをもった者がどの業務にどの程度の時間を費やしたのか、必要な作業であったのか、最終的な支出額は妥当なのか。これら点の分析を行い、その検討結果を残すことが必要である。</p>	<p>来年度に実施予定の同種効果検証業務の委託においては、令和3年5月に、実施計画書や工程管理表、作業報告書、課題管理表、工数管理表などのドキュメントを提出していただくよう仕様書の見直しを実施した。</p> <p>また、最終的な支出額が妥当であるか等を評価するため、場合により、県の情報システム戦略課の支援を受けることとした。</p>	対応済み	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託【報告書253ページ】	<p>【意見71】当初の契約時の支出予定内容と、実際の支出内容に違いがある。その理由について検証を行うべきである。</p> <p>令和元年度の当初の契約額と実際の完了報告を受けて支出した金額は下記のとおりである。当初の支出内容が、実際には異なっていることが分かる。この点について、何故異なったのかの検討が行われていない。</p> <p>理由について詳細な分析検討が必要であると考え。</p>	<p>本委託業務の遂行において、委託に係る成果物は、契約額を上回る水準のものであったと評価している。</p> <p>ただし、当該契約時の支出予定内容と、実際の支出内容に違いが生じているため、令和3年4月、今後における同種委託業務では、定例報告会の場などを通じて、随時、チェックを行う運用に改めた。</p>	対応済み	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託【報告書254ページ】	<p>【意見72】完了検査など、システムに関する時間の積算の妥当性については、必要に応じてITの専門家である情報システム部門の参画を検討すべきである。</p> <p>現状では本業務については、ITという専門知識を有する者による業務であり、専門知識を有していない者が、実際の費用の妥当性を検証することは難しいと考えられる。</p> <p>なお、現状では、本業務にはITの専門家である情報システム部門ないし外部専門家の関与はしていないが、情報システム課とは、随時、やり取りをしているとともに、情報共有などを行っているとの回答を得ている。</p> <p>そこで、完了検査においては、ITの専門家としての見地を踏まえて判断することが、費用の妥当性の見地から有効であると考えられる。完了検査において情報システム部門の参画を検討すべきであると考ええる。</p>	<p>本業務に関わらず、コバトン健康マイレージの運用においては、随時、情報システム戦略課や、行政・デジタル改革課の支援を受けている。</p> <p>なお、来年度に実施を予定している効果検証業務委託においては、業務委託に係る契約内容及び契約金額、業務の実施体制、実施内容、実施方法等の履行状況について、定例報告会の場などを通じて、随時チェックを行うとともに、併せて、随時、情報システム戦略課による支援を受けるよう、令和3年4月、運用を改めた。</p>	対応済み	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等業務委託【報告書259ページ】	<p>【意見73】イベント費用の単価について、実際の費用と比較し、単価の妥当性を検証し、今後のイベント費用に反映すべきである。</p> <p>システム準備等について、タブレット・備品準備、事前動作確認作業、発送作業、イベント概要書作成、イベントの登録・QRコード払い出し、QRコードの製本作業、イベント人数集計、後付けポイント作業がある。各々の作業に関する費用の積算は詳細には検討されていない。合計金額でいくらという形で単価が決定している。</p> <p>しかし、内容としては、個々の作業にどの程度の時間を要するかを実施会場ごとに検討し、過去のイベントでの実際の費用を踏まえて、単価を決定すべきである。</p> <p>また、平成31年4月10日に開催された業務委託等入札参加者選定委員会議事録（平成31年度第1回）によれば、システム改修は、イベントごとに毎回しなくてもできるのである。来年度の課題として、システム委託の中に組み入れることも可能ではないかとの質問が参加者からも出ている。</p> <p>内容を精査し、イベントごとの単価に組み入れるべき項目か、あるいは、当該単価に組み入れず、総額で別途計算すべき項目かを区別して決定すべきである。</p>	<p>令和3年4月に、業務委託の見積徴収において、「一式」だけではなく、詳細な項目を求めることと改めた。例えば、タブレット・備品準備、事前動作確認作業、発送作業、イベント概要書作成、イベントの登録・QRコード払い出し等項目ごとの見積を提出させ、単価の妥当性を検証する。</p> <p>さらに、令和3年4月、イベントごとに、当該詳細項目の全てが必要か検討し、すべてが必要でない場合は、単価契約の単位を見直すこととした。</p>	対応済み	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等業務委託【報告書260ページ】	<p>【意見74】スタンプラリーイベントの効果測定を行うべきである。</p> <p>現状、イベントを行ったことで、埼玉県コバトン健康マイレージの新規登録があるなどの効果が出ている。今後のイベントを効果的なものにする観点から、1回当たりイベントで、登録目標者数などの指標を設けるべきである。併せて、新規登録が多かったイベントでは、どのような取り組みを行ったのか、天候や、来場者の年齢傾向、イベント設置場所の優劣なども把握し、効果測定を行うことで、今後、どのようなイベントに多くの資源を投入すべきかを検討し、判断材料とすべきである。</p>	<p>令和3年4月、今年度のスタンプラリーイベントから、各イベントにおける登録目標者数を定め、実施していくこととした。</p> <p>また、令和3年4月、スタンプラリーイベントの効果測定を行うことで、より参加者拡大につながるような、イベントの選定及び実施につなげていく方針に改めた。</p>	対応済み	健康長寿課
埼玉県コバトン健康マイレージ抽選賞品カタログ売買契約【報告書262ページ】	<p>【意見75】埼玉県コバトン健康マイレージに支出した費用を上回る効果を得るべく、当初の県民40万人加入を目指すためにも、賞品の当選確率を引き上げるなど埼玉県コバトン健康マイレージ参加のモチベーションを上げる策について検討すべきである。</p> <p>埼玉県コバトン健康マイレージ構築のために支出した金額を上回る効果を得るためには、当初の見積もりである加入者40万人を目指すべきである。そのためには、多くの県民が埼玉県コバトン健康マイレージに参加したくなる強い動機付けが必要である。</p> <p>しかし、健康マイレージイベント等で入手したアンケート結果によれば、抽選賞品がなかなか当たらないという意見があった。今後、健康マイレージ参加者を大幅に増やすべく、参加するための強い動機付けとなる施策（当選数を増やす、県内企業からの抽選賞品を募る等）について、検討すべきである。</p>	<p>令和3年4月、埼玉県コバトン健康マイレージ参加のモチベーションを上げるため、賞品の当選本数を増やすとともに、あらゆる対策を講じて、参加者拡大に繋げていくこととした。</p> <p>直近の本年6月に実施した抽選においては、前年度比で、約2,700増（前年度比173.7%）の「約6,300」の賞品を用意した。結果、抽選参加者が約13,900人増（前年度比160.5%）となった。なお、当選確率についても、昨年度15.8%から17.1%と増加している。</p>	対応済み	健康長寿課

令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
健康長寿サポーター事業【報告書267ページ】	【意見76】健康長寿サポーターが草の根レベルで健康に役立つ情報を広められているかについて、他の事業と連携し把握すべきである。 当該事業は、健康長寿埼玉プロジェクトの一環として、県民が自ら健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広める健康長寿サポーターの養成人数を増やすことが当初目標であり、この目標は令和元年度においては既に達成されている。ただし、健康長寿サポーター自身が健康づくりを実践し、草の根レベルで健康に役立つ情報を広められているかについては十分把握できていない。よって、当該事業が本来の目的である健康長寿・増進に寄与できているかを把握できるように、当該事業単体ではなく他の事業と連携を図って効果を高めるようにすべきである。	健康長寿サポーター事業の本来の目的である健康長寿・増進に寄与できるよう、令和3年度からは、サポーターの「数」だけでなく、「質」の向上に資する取組を行った。 例えば、健康マイレージ事業と連携し、サポーターの方に、マイレージの広報の一翼を担っていただくとともに参加者拡大の担い手として活躍していただくため、サポーター養成講習の中でマイレージに関する知識を普及している。 その他、福祉分野における「通いの場」との連携も考えられる。 これらの新たなサポーターの役割について、市町村と共同して、実施していく。	対応中	健康長寿課
健康長寿サポーター事業【報告書267ページ】	【意見77】当該事業に参加していない市町村に対し参加を促すため、限られた予算で最大限の効果が発揮できる様に補助金を傾斜配分することを検討すべきである。 当該事業においては、各市町村に対し養成数に応じた補助金を交付されており、令和元年度は29市町村に対して総額2,172,000円が交付されている。1市町村への交付額は最大150,000円であり、講座開催費用に占める補助金の割合が低い市町村にとっては、補助金の効果が低くなっている可能性がある。 そもそも当初予算では63市町村に対して補助金を交付することを想定していたが、29市町村への交付にとどまっており、未参加の市町村の中には当該事業に前向きでない市町村があるとのことであった。養成人数が一定程度まで増加した現状においては、未参加の市町村が当該事業を実施することで、さらなるサポーターを増加させることができると考えられる。そのため、例えば、補助金の効果が相対的に低くなっている市町村への補助金を削減し、未参加の市町村が新たに参加することになる場合に、公正性を欠かない範囲で補助金を優先的に割り振るなど、限られた予算で最大限の効果が発揮できる様に補助金を傾斜配分することを検討すべきである。	補助金の更なる有効活用という観点から、補助金を傾斜配分することの可否について、令和3年4月から検討を開始した。 当該事業は、これまでに全市町村が参加しているが、それだけに、ステークホルダーが多く、補助金交付市町村が30程度であったとしても、制度を変更するとなると影響が大きい。 また、補助金の制度変更は、例えば、国保事業などへの影響も考えられる。これらの影響範囲を整理し、傾斜配分は導入しないこととした。 一方、それに代わる方策として、補助金の交付ではないが、多くのサポーターを養成した市町村については、県のホームページでその取組を広く周知したりすることで、市町村のモチベーションの維持・向上につなげていきたい。	その他	健康長寿課
健康長寿サポーター事業【報告書268ページ】	【意見78】予算と実績に大きな乖離が発生し、当該事業の予算を十分に活用できていないと考えられるため、当該事業に参加していない市町村と連携をとり、交付対象となる市町村を拡大すべきである。 本事業は、補助金交付要綱及び協議要領に基づき補助金が各市町村に交付されているが、当初予算9,596千円に対して実績が3,961千円となっており、5,635千円の乖離が生じている。これは、当初63市町村に対して補助金を交付する想定であったが、29市町村への交付にとどまっていることが主要因である。そのため、当該事業に参加していない市町村と連携をとり、当該事業への参加を促すことで、補助金の交付対象を拡大し、補助金を十分に活用できるようにすべきである。	補助金の更なる有効活用という観点により、令和3年度から、補助金の交付申請をしていない市町村と連携し、より積極的に、健康長寿サポーターの養成を実施し、令和3年度はこれまで一度も申請のなかった3市町村から申請があった。	対応済み	健康長寿課
健康長寿サポーター事業【報告書268ページ】	【意見79】遠方の受講希望者にも受講しやすい環境をつくることや、不測の事態による養成講座の中止を回避するため、オンラインでも受講できるようにすべきである。 当該事業の講座開催会場から遠方の受講希望者がいた場合、遠方であることを理由に参加が難しいケースが発生する可能性があり、健康長寿サポーターの育成に支障が出ることが考えられる。また、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本事業の養成講座が中止になるなど、予定していた養成講座が開催できず健康長寿サポーターの養成人数が当初目標に達しなかった。よって、不測の事態による養成講座の中止を回避するためにも、オンラインで開催できる講座については、積極的にオンライン化を進め、健康長寿サポーターの養成を滞りなく実施することが望ましい。	コロナ禍においても健康長寿サポーターの養成講習を実施できるよう、令和2年8月から通信教育型及びオンラインでの講習実施を可能とした。なお、オンラインでの講習実施においても補助金交付の対象としている。 また、一部の市町村においては、「通信教育型」を利用したサポーターの養成を行っており、コロナ禍においても実施できる方法として一定の効果があった。 これらの状況を踏まえ、今後においても、さらに利便性を高めた健康長寿サポーター養成講習の実施を進めていく。	対応済み	健康長寿課